



彩の国
埼玉県

令和5年度版
(令和4年度実績)

児童相談所業務概要

埼玉の児童相談

埼 玉 県

中央・南・川越・所沢・熊谷・越谷・草加

児 童 相 談 所

はじめに

埼玉県内の児童相談所（さいたま市を含む）で対応した令和4年度の児童虐待相談対応件数は18,877件で、前年度に比べ1,271件、7.2%の増加となり、過去最高となりました。令和2年度の件数は前年度をわずかに下回りましたが、令和3年度以降は再び増加に転じています。

児童虐待相談を種別で見ると、夫婦間でのDV目撃や児童への暴言などの「心理的虐待」が11,431件（全体の60.6%）で最も多く、また、経路別では、警察が11,929件（全体の63.2%）、次いで近隣・知人が2,151件（同11.4%）、家族・親戚が1,378件（同7.3%）となっています。

新型コロナウイルス感染症については、令和4年度も引き続き、第7波、第8波の感染拡大に伴い、児童相談所でも職員や一時保護所の児童に感染者が発生し、職員体制の維持、療養する児童への対応などに追われることとなりました。

その一方で、令和4年3月21日のまん延防止等重点措置の解除に伴い、ウィズコロナの掛け声のもと、行動制限緩和のムードが生まれ、人々の生活や経済活動も徐々に元に戻ってきた年でもありました。

その影響もあり、令和4年度は児童虐待相談が徐々に増え、特に、令和2年度、3年度には外出活動自粛で減少していたネグレクトについて増加が顕著となっています。また、家族関係の不調とSNSの影響で児童の家出・放浪、外泊・夜遊びも増えております。

それに伴い一時保護も増加し、令和4年度の県児童相談所一時保護所の1日平均入所率は100%を超え、定員を超える状況が続きました。

こうした中、埼玉県では、令和5年4月熊谷児童相談所に一時保護所を開設しました。また、一時保護所を併設した朝霞児童相談所（仮称）の令和7年度開設に向け準備を進めているところです。

こうしたハード面の充実とともに、児童相談所では、児童虐待対応をはじめとした様々な課題に対し、児童に関する専門的相談機関として、今後も新たな取組などを工夫しながら、市町村をはじめとした地域の関係機関・関係者との連携を図り、子どもたちの健やかな成長・発達、自立のため業務を推進してまいります。

この冊子は、令和4年度の県下7児童相談所（一部さいたま市を含む）における業務の概要を取りまとめたものです。関係機関の皆様方の業務の参考にさせていただくとともに、さらなる御指導をいただければ幸いです。

令和5年9月

埼玉県中央児童相談所長 大木 正仁

目 次	
-----	--

第1部 児童相談所の概要

1 管轄区域	1
2 児童相談所の歩み	4
3 組 織	7
4 担当の主な業務	8
5 相談の流れ	9
6 相談の内容	11

第2部 業務の概要

1 相談の受付と援助の状況	12
(1) 相談の状況	12
(2) 相談内容別の受付と援助の状況	13
ア 養護相談	13
イ 障害相談	18
ウ 非行相談	20
エ 育成相談	22
オ 保健相談・その他の相談	23
(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル	23
2 活動状況	24
(1) 児童福祉司の活動状況	24
(2) 児童心理司の活動状況	25
(3) 「家族支援」の取組みについて	25
(4) 児童精神科医の診察等の状況	27

目 次	
-----	--

(5) 一時保護の状況	28
3 児童福祉施設・里親等の状況	31
(1) 児童福祉施設	31
(2) 里親等	32
 第3部 資 料	
1 相談件数等の推移	42
2 統計（福祉行政報告例）	45
(1) 全児童相談所	45
(2) 中央児童相談所	50
(3) 南 児童相談所	55
(4) 川越児童相談所	60
(5) 所沢児童相談所	65
(6) 熊谷児童相談所	70
(7) 越谷児童相談所	75
(8) 草加児童相談所	80
3 診 断	85
4 里親委託	86
5 児童虐待防止対策事業	88
6 児童相談法的対応強化事業	93
7 地域・家庭支援活動	93
8 職員研修等	94

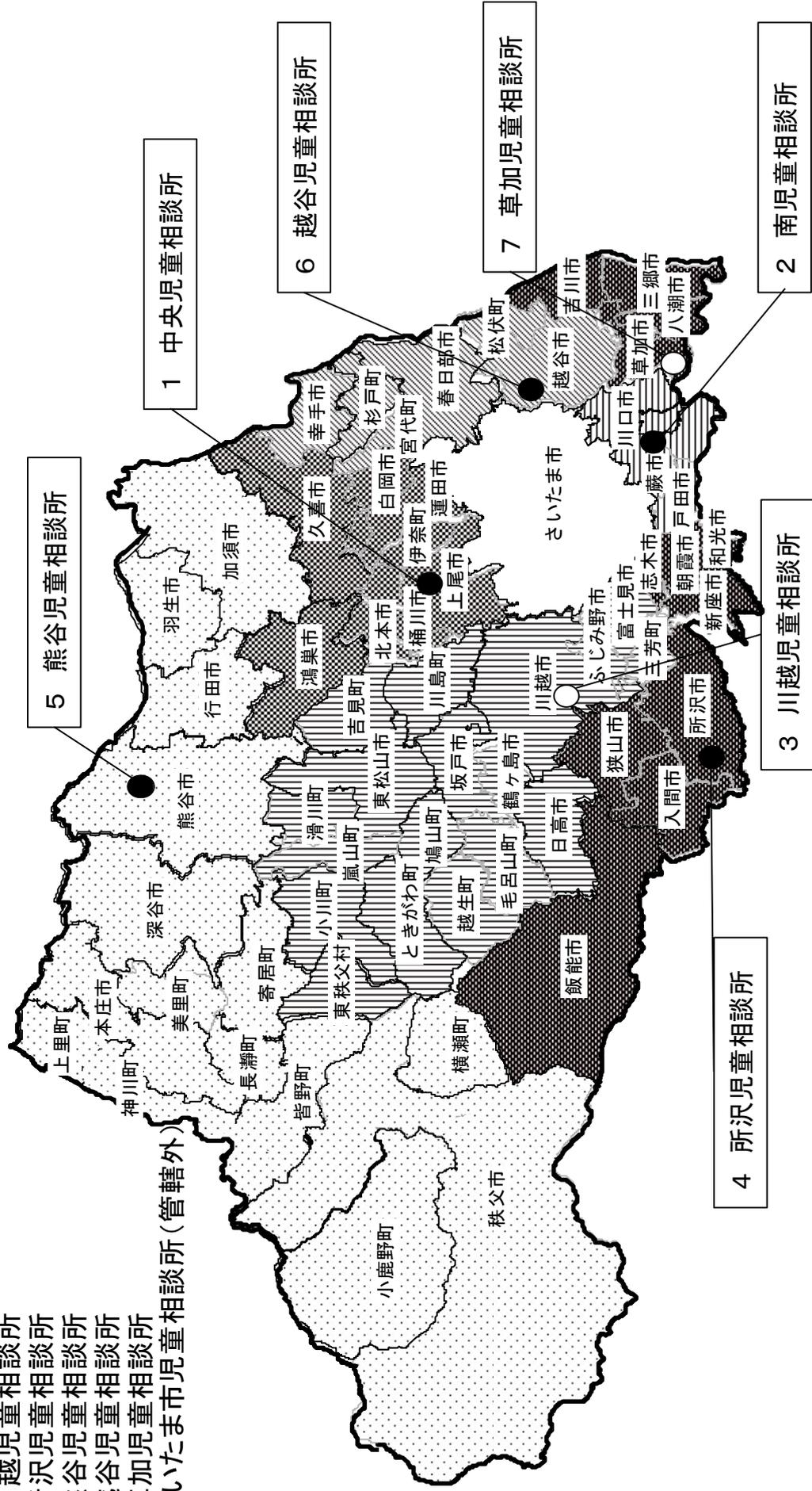
第 1 部

児童相談所の概要

埼玉県では、現在、7つの児童相談所を設置して、18歳未満の児童に関する問題について相談に応じています。

1 管轄区域(令和5年4月1日現在)

- 中央児童相談所
- 南見児童相談所
- 川越児童相談所
- 所沢児童相談所
- 熊谷児童相談所
- 越谷児童相談所
- 草加児童相談所
- さいたま市児童相談所(管轄外)



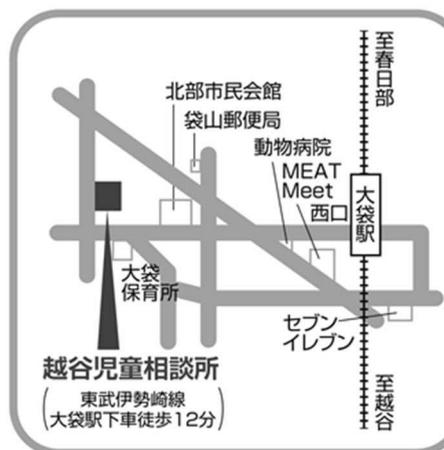
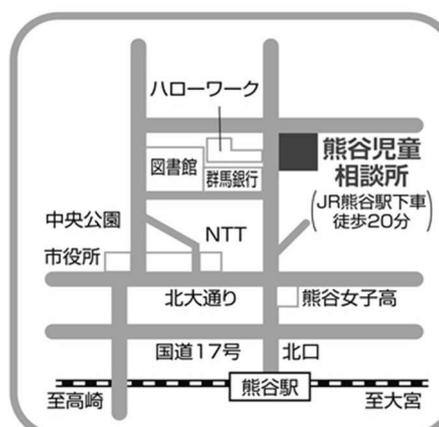
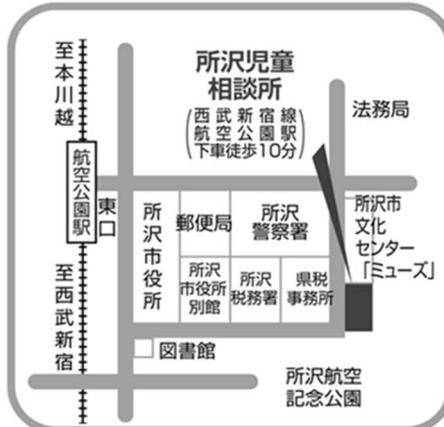
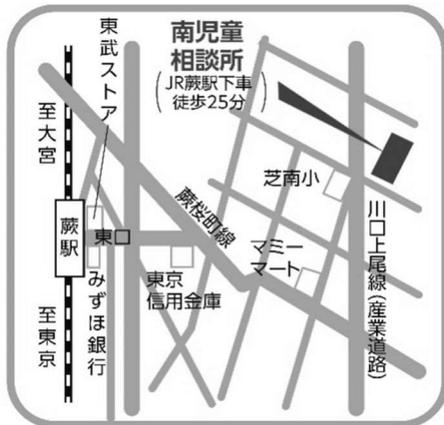
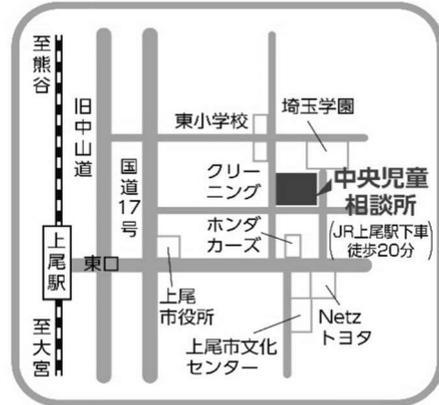
管轄区域、人口等（令和5年4月1日）

	児 童 相 談 所 別							計
	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
管轄区域	鴻巣市 上尾市 桶川市 久喜市 北本市 蓮田市 白岡市 伊奈町	川口市 蕨市 戸田市	川越市 東松山市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 入間郡 比企郡 東秩父村	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市	熊谷市 行田市 秩父市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 秩父郡 (東秩父村を除く) 児玉郡 大里郡	春日部市 越谷市 幸手市 南埼玉郡 北葛飾郡	草加市 八潮市 三郷市 吉川市	
	7市1町	3市	7市10町1村	8市	7市8町	3市3町	4市	39市22町 1村
人口(人)	798,625	821,884	1,105,976	1,187,766	837,635	731,072	558,716	6,041,674
児童人口(人)	110,314	119,912	152,703	168,451	111,901	100,524	81,734	845,539
世帯数 (世帯)	360,984	406,924	517,367	568,667	375,839	341,758	267,028	2,838,567
面積(k㎡)	307.52	85.25	723.75	420.05	1,714.17	222.35	107.27	3,580.36

※ 人口、児童人口は、令和5年1月1日現在（県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」）。児童人口は18歳未満の人口。

※ 面積は、令和5年1月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、一部概算数値含む。）。

児童相談所の案内図



2 児童相談所の歩み

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和23年	浦和児童相談所・附設児童一時保護所開設 (与野市二度栗山) 熊谷児童相談所開設 (熊谷市石原、熊谷市母子寮内) 浦和児童相談所を中央児童相談所に指定	児童福祉法施行・里親制度発足 母子手帳交付開始 民生委員法施行 里親事業開始(里親登録者3名・委託児童8名) 児童相談所活動要領制定
24年	浦和児童相談所新築・移転(浦和市仲町)	少年法施行
25年	熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市熊谷)	
28年		全国児童福祉大会開催
29年		全国里親会連合会・埼玉県里親会発足 育成医療制度発足
30年		全国社会福祉協議会設立 里親会会報「いとしご」創刊
33年	附設児童一時保護所移転(浦和市三室久美学園内)	
34年	附設児童一時保護所新築・移転(浦和市西堀)	国民年金法施行
35年		精神薄弱者福祉法施行 身体障害者雇用促進法施行
36年		3歳児健康診査制度開始
37年	浦和児童相談所を中央児童相談所と名称変更	家庭奉仕員制度発足 児童扶養手当法施行 義務教育教科書無償法施行 社団法人埼玉県里親会の設立許可を受ける
38年		3歳児精密健康診査開始 老人福祉法施行 里親委託児童数が最高の400人に
39年		母子福祉法施行 家庭児童相談室設置運営要綱施行
40年	川越児童相談所新築・開設(川越地方庁舎内) 熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市箱田)	身体障害者(児)実態調査実施
41年		特別児童扶養手当法施行 母子保健法施行
42年		所得税法一部改正(委託児童を扶養家族に認定) 第3回全国身体障害者スポーツ大会開催(上尾市)
43年	中央児童相談所仮設事務所に移転(与野市本町)	重症心身障害児特殊寝台貸与開始 第14回全国里親大会開催
44年	中央児童相談所新築・移転(浦和市元町)	自閉症児療育事業実施要綱施行 心身障害者扶養共済制度発足
45年		心身障害者対策基本法施行
46年		児童手当法公布
47年		登録里親数が最高の958人に 心身障害児通園事業実施要綱施行
48年	越谷児童相談所新築・開設(越谷市恩間)	厚生省が里親促進事業を開始 70歳以上の老人医療無料化
49年		短期里親制度開始 高校卒業まで委託措置の継続が可能に 特別里親制度を県単独で実施
50年	中央児童相談所に中央機能(援助・連絡)加える	最重度心身障害児に福祉手当支給 学校、施設等職員に育児休業制度
51年		在宅重症心身障害児緊急保護事業開始
52年		母子福祉法の一部改正で保父誕生 児童相談所執務提要制定
53年	川越児童相談所新築・移転(川越市宮元町)	保育所における障害児受入について通知

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和54年	中央児童相談所新築・開設、附設児童一時保護所開設（上尾市上尾村） 従来の中央児童相談所を浦和児童相談所に改める	養護学校教育の義務化 国際児童年記念国際児童フェスティバル開催
55年		全国の児童相談所161か所、職員4,300名に
56年		障害に関する用語整理の法律公布
57年		家庭奉仕員派遣事業の対象を拡大 障害者の日（12月9日）制定
58年		老人保健法施行
60年		児童手当法改正（第2子まで拡大）
61年		第32回全国里親大会開催 特別障害者手当等の支給開始
62年	所沢児童相談所新築・開設（所沢市並木）	社会福祉士法・介護福祉士法公布 民法改正により特別養子制度が新設
63年		特別養子制度実施
平成元年	所沢児童相談所附設児童一時保護所開設 浦和児童相談所附設児童一時保護所廃止	家庭支援相談事業を実施 子ども家庭110番電話相談事業の実施
2年		児童相談所運営指針を策定 児童福祉法一部改正（居宅介護等の措置）
6年		主任児童委員制度発足 児童の権利に関する条約に批准 エンゼルプラン策定
7年		緊急保育対策等5か年事業開始 障害者プラン策定
8年		障害児自立促進事業開始
9年		介護保険法施行 「人権教育のための国連10年」国内行動計画
10年		改正児童福祉法施行 第44回関東ブロック里親研究協議会開催（大宮市）
11年	虐待通告受理後、48時間以内の安否確認を実施	
12年		児童虐待の防止等に関する法律制定 里親に対する指導援助強化事業開始 未委託里親研修を実施
14年		第48回全国里親大会開催（浦和市） 専門里親制度創設
15年	さいたま市児童相談所・附設児童一時保護所開設（さいたま市中央区） 浦和児童相談所を南児童相談所と名称変更	支援費制度発足 身体・知的障害児への在宅福祉サービスが県から市町村に移譲
16年		改正児童虐待防止法施行 埼玉県里親会創立50周年記念大会開催 第4回全国障害者スポーツ大会開催
17年	越谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	改正児童福祉法施行
18年	埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業開始	障害者自立支援法施行
19年	中央児童相談所に常勤精神科医師配置	改正少年法施行
20年		改正児童虐待防止法施行
21年		改正児童福祉法施行 里親制度の改正
22年	越谷児童相談所草加支所開設（草加市西町）	
23年	南児童相談所移転（川口市芝下） 南児童相談所に附設児童一時保護所開設	
24年		民法等の一部を改正する法律施行 第58回関東ブロック里親研究協議会埼玉大会開催
25年	各所に安全確認担当を配置	障害者総合支援法施行

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
平成27年	越谷児童相談所（本所）に常勤精神科医師配置 中央児童相談所に警察職員1名配置（こども安全課兼務）	児童相談所全国共通ダイヤル3桁化（7月1日開始）
28年		改正児童福祉法一部施行（弁護士配置等）
29年	各所（支所除く）に弁護士（非常勤）を配置	改正児童福祉法施行（児童福祉司の研修義務化、市町村への事案送致、養子縁組里親の法定化、18歳以上の者への支援継続等）
30年	児童虐待情報について県警と全件共有を開始	改正児童福祉法施行（児童等の保護について司法関与を強化） 埼玉県虐待禁止条例施行 埼玉県虐待通報ダイヤル#7171開設
31年 令和元年	草加児童相談所開設（支所から本所へ） （草加市西町）	改正児童福祉法施行（児童福祉司配置基準の見直し等） 児童相談所全国共通ダイヤルが、児童相談所虐待対応ダイヤル189（通話料無料）と児童相談所相談専用ダイヤル（通話料有料）に分割
2年		改正児童福祉法施行（親権者からの体罰禁止等） 民法改正により特別養子縁組要件緩和 親と子どもの悩みごと相談@埼玉、開設
3年		要保護児童等に関する情報共有システム運用開始 児童相談所相談専用ダイヤル通話料無料化
4年		R4. 4. 1改正民法施行（成年年齢20歳から18歳に引下げ） R4. 12. 15「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定 R4. 12. 16民法等の一部を改正する法律施行（懲戒権に関する規定等の見直し）
5年	R5. 3. 13熊谷児童相談所新築・移転（熊谷市箱田） R5. 4. 1熊谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	R5. 4. 1こども家庭庁発足 R5. 4. 1こども基本法施行

3 組織（令和5年4月1日）

		児 童 相 談 所						
		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
所	長	1	1	1	1	1	1	1
副	所 長			1		1		1
医	幹	1						
担 当	総務・心理相談、家族・自立支援、保護	副 所 長	1	1		1		1
	総 務	担 当 部 長 ・ 担 当 課 長	1	1	1	1	1	1
		主 任 ・ 主 事 等	2	2	2	2	1	2
	心 家 族 ・ 理 相 自 立 談 支 援	担 当 部 長（児 童 福 祉 司）	1	1	1	1	1	1
	心 理 相 談	担 当 課 長（児 童 心 理 司）	2	2	1	1	1	1
		児 童 心 理 司	9	8	12	13	11	9
	家 族 ・ 自 立 支 援	担 当 課 長（児 童 福 祉 司）	1	1	1	1	1	
		児 童 福 祉 司	9	8	12	12	10	7
		児 童 心 理 司	3	3	4	4	1	3
		主 任 ・ 主 事					1	
	保 護	担 当 部 長（児 童 指 導 員）	1	1		1	1	1
		担 当 課 長（児 童 指 導 員、保 育 士）	2	2		2	3	1
		児 童 指 導 員	7	7		10	11	9
		保 育 士	7	8		4	10	6
		看 護 師	1	1		1	1	1
		調 理 員						
		栄 養 士（兼 務）	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)
	里親推進、虐待・相談指導、安全確認・市町村支援	副 所 長	1	1		1	1	1
		担 当 部 長（児 童 福 祉 司）						1
	里 親 推 進	主 任 ・ 主 事	1		1	1	1	1
		児 童 福 祉 司		2				
	虐 待 ・ 相 談 指 導、安 全 確 認 ・ 市 町 村 支 援	担 当 部 長（児 童 福 祉 司）	2	1	1	1	1	1
		担 当 課 長（児 童 福 祉 司）		1	1	1	1	1
虐 待 ・ 相 談 指 導	児 童 福 祉 司	10	16	17	18	13	16	
	主 任 ・ 主 事							
	社 会 福 祉 主 事 等（兼 務）					(2)		
	保 健 師（兼 務）	(2)	(1)	(4)	(2)	(4)	(2)	
安 全 確 認 ・ 市 町 村 支 援	担 当 課 長	1	1	1	1	1	1	
	担 当 課 長（児 童 福 祉 司）		1	1	1		1	
	児 童 福 祉 司	9	13	14	17	8	8	
	主 任 ・ 主 事	1						
企 画 調 整	副 所 長	1						
	担 当 部 長（兼 務）	(1)						
	主 任	2						
計（兼務を除く）		77	83	72	96	82	74	47

会 計 年 度 任 用 職 員		1						
嘱 託	主 任 心 理 相 談 員	1						
	心 理 相 談 員				1		1	1
	児 童 心 理 支 援 員	1	2		1	1	1	1
	心 理 職 員							
	学 習 指 導 員	2	2		2	1		
	学 習 補 助 員	3	1				1	
	調 理 員							
	市 町 村 支 援 員	3						
	児 童 相 談 専 門 員	2	1	1	2	2	1	2
	虐 待 对 应 専 門 員	1			1		1	
	虐 待 对 应 相 談 員	2	2	1	2	2	1	3
	虐 待 ・ 相 談 指 導 担 当 職 員							
	里 親 等 委 託 調 整 員	2	2	2	3	3	1	2
里 親 委 託 強 化 推 進 員	1	1	1	1	1	1		
医 師	3	7	4	4	3	9	4	
弁 護 士	1	1	1	1	1	1	1	

4 担当の主な業務

心理相談担当

- 相談の受付
- 受理会議・診断会議に関する業務
- 継続指導
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 療育手帳交付に係る業務
- 特別児童扶養手当認定診断書などの発行に係る業務
- 医学診断に関する業務
- 保護者への精神医学的・心理学的支援

家族・自立支援担当

- 家族支援プログラムに関する業務
- 継続指導
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 児童相談所カウンセリング強化事業
- 保護者への精神医学的・心理学的支援
- 措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- 保護者負担金認定事務
- 措置後の児童及び保護者に対する指導
- 家族援助技術の実施・調整に係る業務

虐待・相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当

- 相談の受付（所外での受付、通告・送致文書の受理、来談者の初回面接）
- 障害者総合支援法関連業務
- 児童保護者に対する訪問指導
- 処遇会議に関する事務及び児童福祉法第26条、第27条に規定する措置の手続き
- 措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- 保護者負担金認定事務
- 措置後の児童及び保護者に対する指導
- 管轄地域における児童問題の把握及び防止、再発防止活動
- 児童福祉法第30条の届出に関する業務
- 児童の安全確認に関する業務
- 関係機関との連携
- 受理会議に関する事務
- 継続指導
- 統計事務に関する業務
- ケースファイルの整理保管

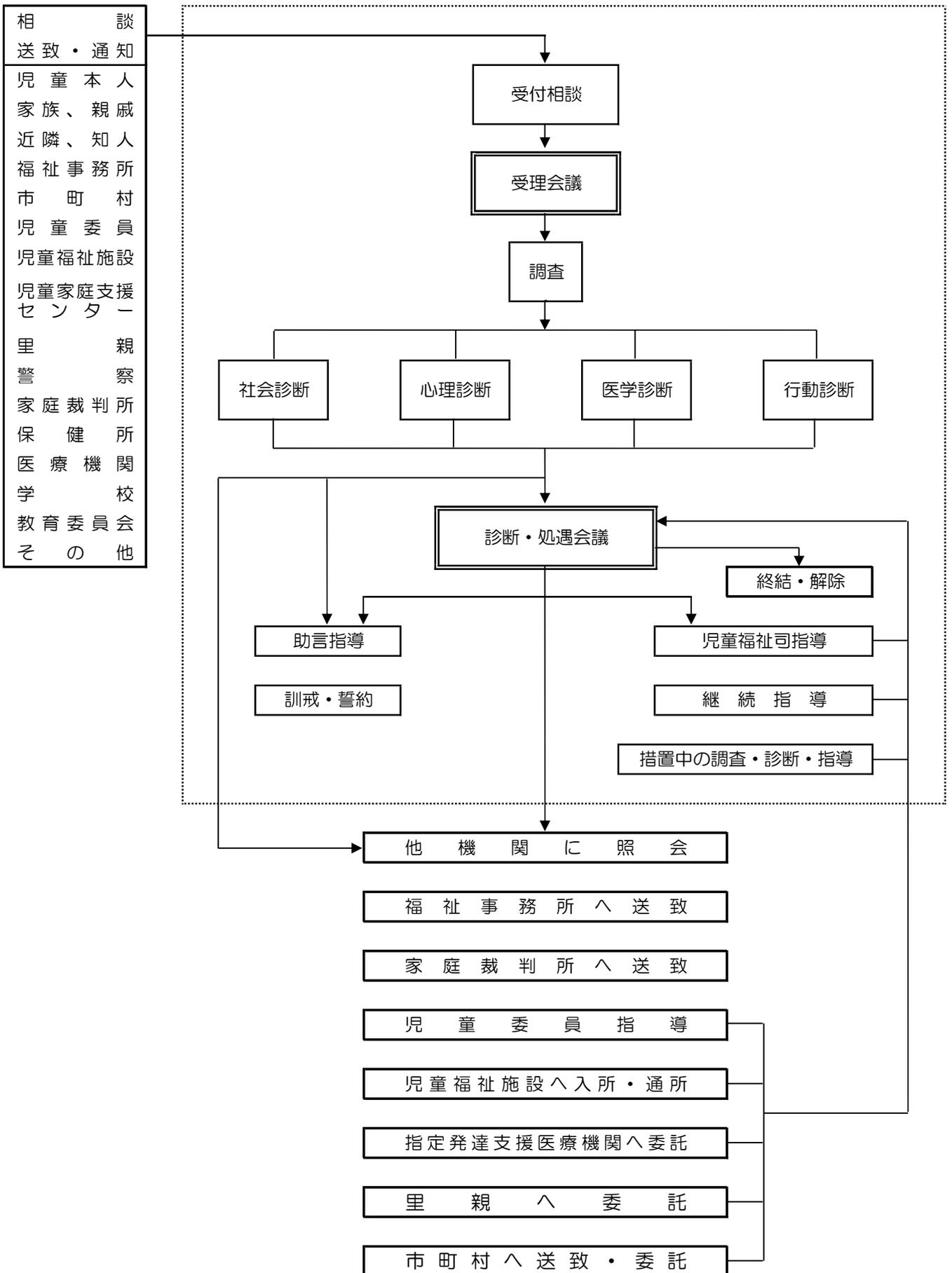
里親推進担当、市町村支援担当は、主に次の業務を担当する

- 里親の調査及び指導（特別養子縁組の調査を含む）
- 市町村職員研修に関する業務
- 実習生の受入れに関する業務
- 地域の関係機関との連携強化に関する業務
- 要保護児童対策地域協議会に関する業務
- 市町村への支援に関する業務

保護担当〔中央・南・所沢・熊谷・越谷児童相談所〕

- 一時保護の実施
- 一時保護児童の行動観察及び生活指導・学習指導

5 相談の流れ



【「相談の流れ」の中の用語の説明】

【受理会議とは】

児童相談所で受け付けた相談について、当面の援助方針及び調査期間を決定するとともに、主たる担当者を決める。

【診断会議とは】

相談中の事例について、援助方針を再検討するとともに、継続指導の開始及び終了を決定する。

【処遇会議とは】

相談中の事例について、児童福祉法に基づいて、施設入所など具体的な援助方法（措置）を決定する。

【助言指導とは】

児童又は保護者に対して助言を与えることで、当面の問題解決が図れると判断される場合に行う。

一時保護をして、在宅生活へ向けて行動観察をした相談や、地域関係機関と今後の生活を見守るネットワークを作り上げて終了した相談も含まれる。

（法第12条第3項）

【継続指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、児童や保護者が原則として児童相談所に通所し、継続的な心理的援助などが必要とされた場合に行う。なお、継続指導に当たっては、援助方法などについて、相談者が理解し、児童相談所との合意が成立している必要がある。

（法第12条第3項）

【児童福祉司指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、原則として児童福祉司が訪問を主体に援助する必要がある場合に行う。地域関係機関との連携も重要となる。

（法第27条第1項第2号）

【児童福祉施設とは】

法に規定されている施設で、入所施設、通所施設に分けられる。

入所施設には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等がある。

通所施設には、児童心理治療施設がある。

（法第7条）

【里親とは】

保護者のもとで育てられない児童を、自己の家庭に引き取り、養育することを希望し、知事が認めた者をいう。

（法第6条の4）

6 相談の内容

養護相談

- 父又は母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役などによる、養育困難な児童に関する相談
- 棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など、環境的問題を有する児童に関する相談
- 養子縁組に関する相談

保健相談

- 児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談

障害相談

肢体不自由相談

- 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

視聴覚障害相談

- 視覚又は聴覚の機能障害のある児童に関する相談

言語発達障害等相談

- 構音障害、吃音、失語など音声や言語の機能障害のある児童に関する相談
- 言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童に関する相談

重症心身障害相談

- 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談

知的障害相談

- 知的発達に遅れのある児童に関する相談

発達障害相談

- 自閉症若しくは自閉症同様の症状を示す児童に関する相談

非行相談

ぐ犯行為等相談

- 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などぐ犯行為、問題行動のある児童に関する相談
- 警察署からぐ犯少年として通告のあった児童に関する相談

触法行為等相談

- 触法行為があったと思われる警察署から通告のない児童に関する相談
- 窃盗、恐喝など触法行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談
- 14歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

育成相談

性格行動相談

- 児童の人格の発達上問題となる、反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する相談

不登校相談

- 学校や幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談

適性相談

- 進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談

育児・しつけ相談

- 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談

その他の相談

- 以上のいずれにも該当しない相談

第 2 部

業 務 の 概 要

(令和4年度の実績)

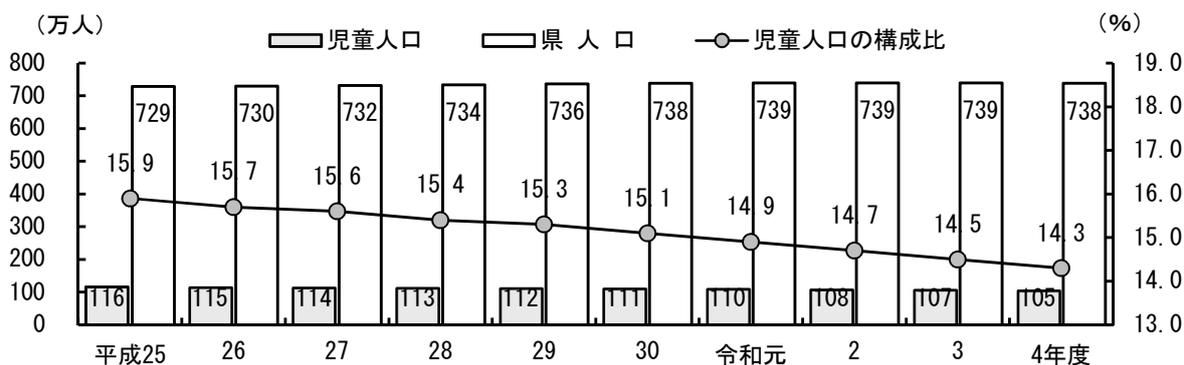
1 相談の受付と援助の状況

(1) 相談の状況

ア 児童人口（令和5年1月1日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口はほぼ横ばいとなっているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成25年度の約116万人から令和4年度は約105万人となり、この10年間で約11万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この10年間で約1.6ポイント低下し、令和4年度には14.3%となった。

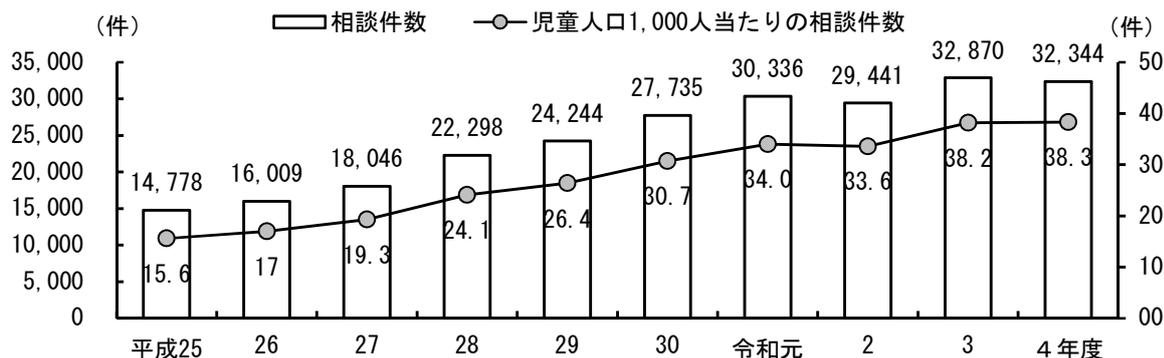
図1 県人口及び児童(18歳未満)人口の推移（さいたま市を含む）



イ 相談件数（厚労省報告例第43表より）

全児童相談所の受付相談件数は、令和4年度は32,344件で、前年度に比べ5,266件、1.6%の減少となっている。障害相談が約千件減少したことによる。また、令和4年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、38.3件であった。

図2 相談件数の推移



ウ 相談内容別受付状況（厚労省報告例第44表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の62.4%を占めており、以下、障害相談21.7%、育成相談5.7%、非行相談2.0%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の20,184件の中には、児童虐待相談の15,855件が含まれる。これは令和4年度に受付けた相談の総件数32,344件の49.0%に相当する。

育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

表1 相談内容別受付状況

相談内容	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
養護相談	16,294	18,219	18,718	19,446	20,184
保健相談	36	45	34	27	41
障害相談	6,593	6,564	5,112	8,053	7,030
非行相談	496	420	424	478	647
育成相談	1,357	1,468	1,411	1,587	1,839
その他の相談	2,959	3,620	3,742	3,279	2,603
計	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344

エ 経路別受付状況（厚労省報告例第43表より）

相談の経路としては「警察等」が最も多く、全体の43.6%、次に「都道府県・市町村」が24.0%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」と続く。前年度に比べ、「警察等」は1,015件、7.8%増加している。

表2 経路別受付状況

受付経路	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
都道府県・市町村	6,812	7,124	6,341	8,201	7,772
児童福祉施設・里親等	169	163	135	156	167
警察等	11,131	12,599	12,939	13,094	14,109
家庭裁判所	81	119	101	79	78
学校・教育委員会等	881	1,109	985	1,045	958
保健所・医療機関	339	376	354	375	393
家族・親戚	5,783	5,884	5,449	6,421	5,890
児童本人	176	177	337	372	351
児童委員	14	10	13	7	9
近隣・知人	1,742	2,175	2,209	2,529	2,037
その他	607	600	578	591	580
計	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344

(2) 相談内容別の受付と援助の状況

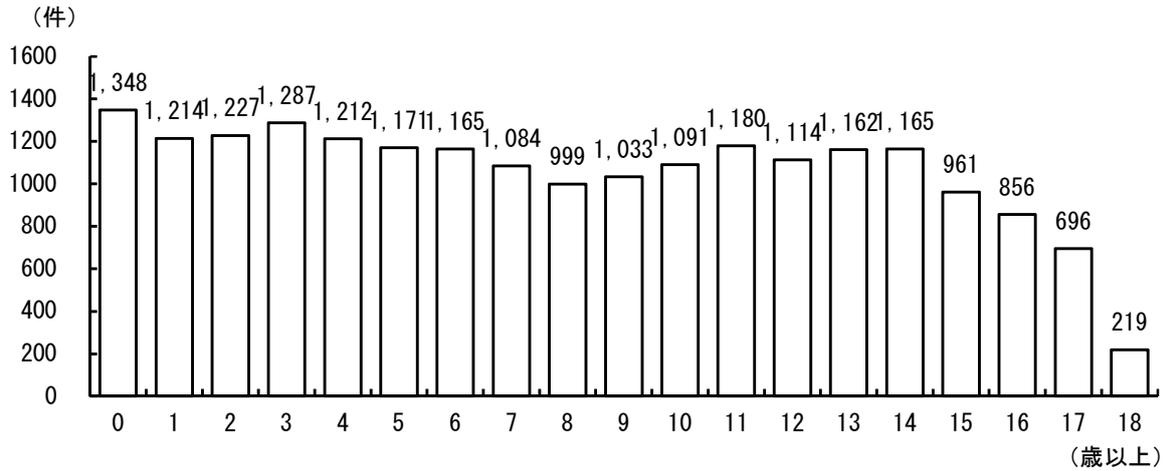
ア 養護相談（厚労省報告例第44表より）

(ア) 年齢別受付状況

養護相談20,184件のうち、0歳から5歳までの乳幼児についての相談件数は7,459件で、養護相談全体の37.0%を占めている。0歳が一番多く年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

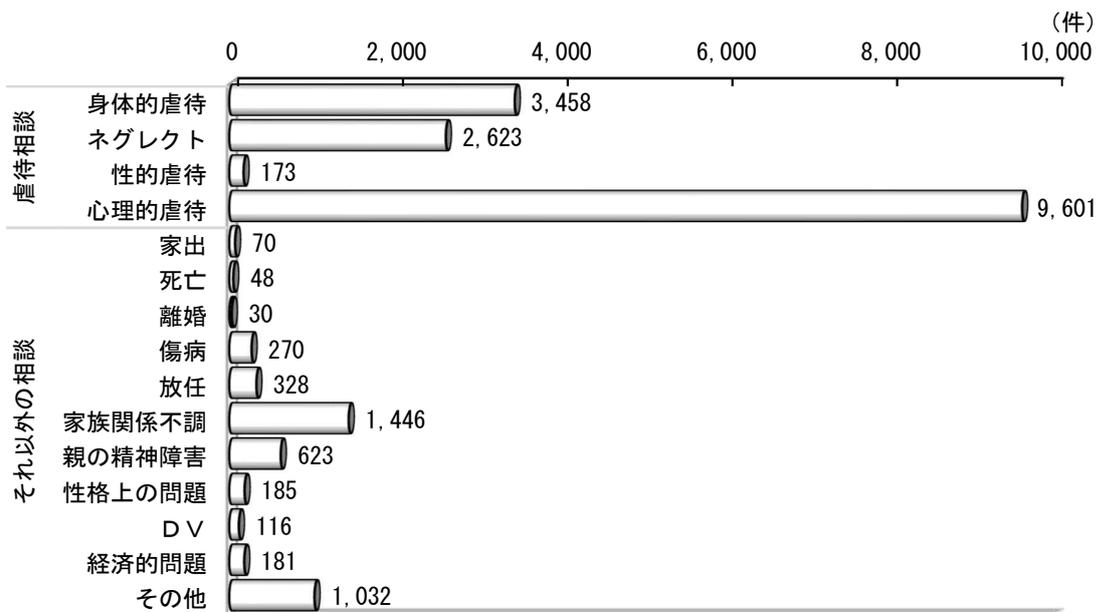
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。18歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図3 養護相談の年齢別受付件数



(イ) 相談の内容

図4 養護相談の内容別受付状況



*DVについて、心理的虐待に当たるものは除いている。

(ウ) 虐待相談の対応状況 (さいたま市を含む)

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和4年度には18,877件となり、令和3年度から1,271件増加した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が11,431件(60.6%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が4,030件(21.3%)、「ネグレクト」3,208件(17.0%)の順となっている。

図5 過去10年間の虐待相談対応件数の推移

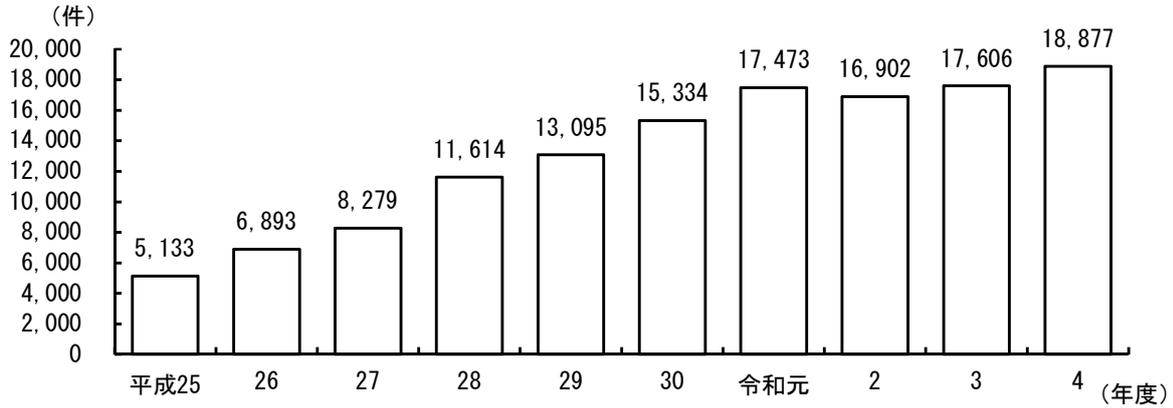


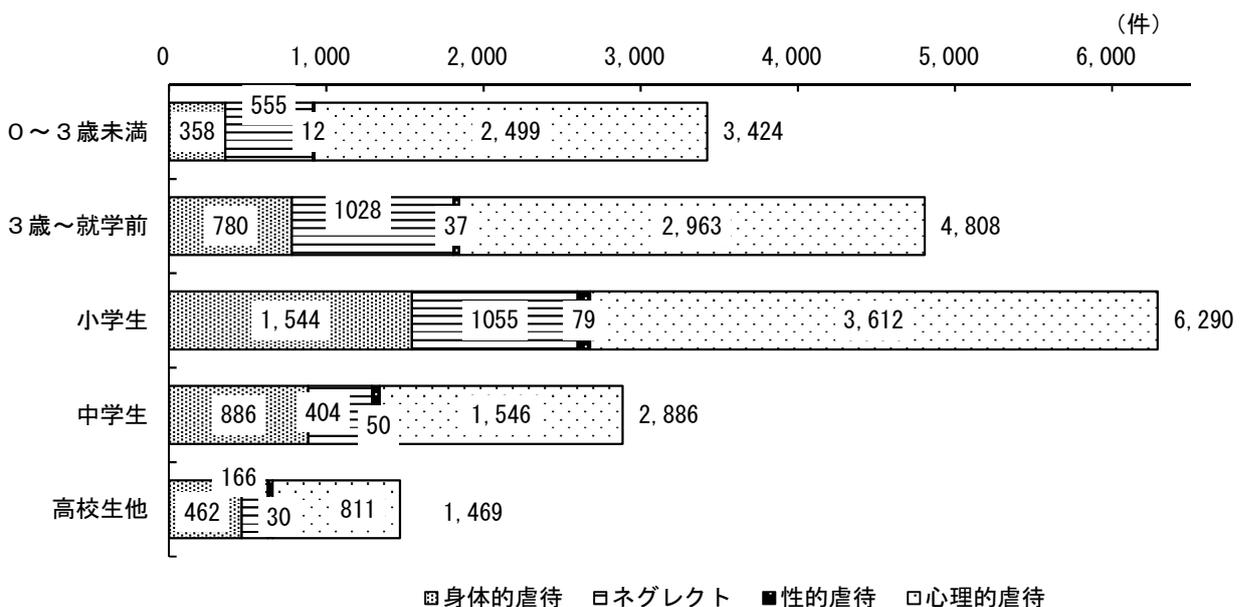
表3 虐待相談の内容

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
平成30年度	3,350 (607)	2,795 (549)	133 (23)	9,256 (1,758)	15,534 (2,937)
令和元年度	3,747 (680)	2,727 (568)	164 (42)	10,835 (2,065)	17,473 (3,335)
令和2年度	3,819 (711)	2,339 (506)	142 (28)	10,602 (1,996)	16,902 (3,241)
令和3年度	3,742 (641)	2,352 (535)	157 (29)	11,355 (2,031)	17,606 (3,236)
令和4年度	4,030 (709)	3,208 (666)	208 (49)	11,431 (1,941)	18,877 (3,365)

注) 平成30年度は受理件数、令和元年度～は対応件数。また、()は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲である。

虐待を受けた子供の年齢を見ると、0歳から就学前の乳幼児が8,232件、全体の43.6%を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図6 被害児童の年齢別内容別状況



主な虐待者を見ると、実母が全体の49.6%を占め最も多い。実父の数を合わせると両方で全体の90.1%を占めている。

図7 主な虐待者

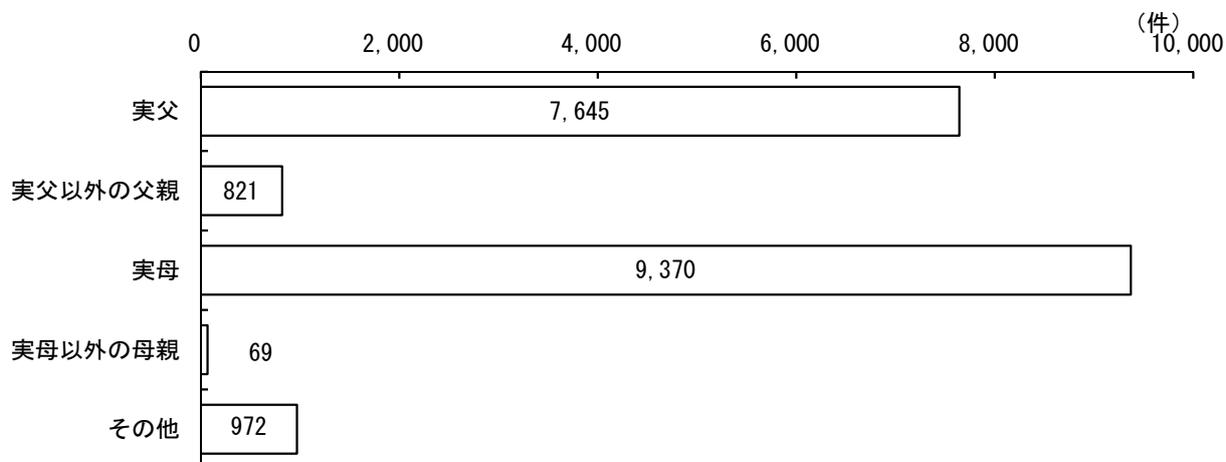
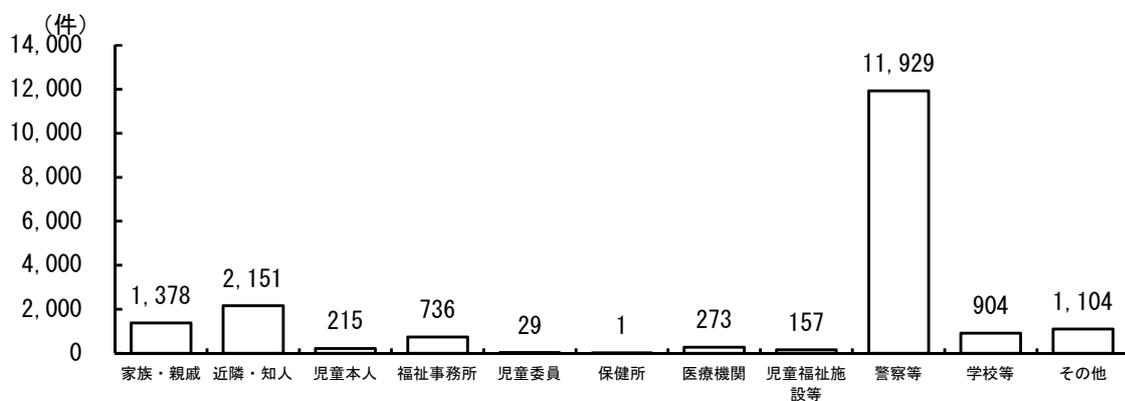


表4 主な虐待者の内訳

	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	そ の 他
平成30年度	6,107	790	7,434	99	904
令和元年度	7,162	809	8,463	65	974
令和2年度	6,849	763	8,045	61	1,184
令和3年度	7,217	795	8,454	94	1,046
令和4年度	7,645	821	9,370	69	972

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の63.2%、次いで近隣・知人の11.4%、家族・親戚の7.3%となっている。警察からの通告の72.1% (8,603件)が心理的虐待である。

図8 虐待相談の通告経路



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、子供と家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表5 児童相談所別児童虐待相談対応件数（市町村別）

児相	市町村名	2年度	3年度	4年度	
中央	鴻巣市	201	178	213	
	上尾市	497	620	627	
	桶川市	152	115	144	
	久喜市	267	285	281	
	北本市	138	101	158	
	蓮田市	105	103	187	
	白岡市	116	101	71	
	伊奈町	84	96	128	
	管外・不明・県外	46	44	52	
南	川口市	1,658	1,721	1,763	
	蕨市	158	159	189	
	戸田市	342	331	350	
	管外・不明・県外	57	63	53	
川越	川越市	728	984	782	
	東松山市	202	202	255	
	富士見市	294	268	299	
	鶴ヶ島市	226	191	175	
	日高市	130	129	104	
	坂戸市	248	232	241	
	ふじみ野市	225	274	311	
	三芳町	66	70	74	
	毛呂山町	90	96	66	
	越生町	16	8	33	
	滑川町	39	41	37	
	嵐山町	31	28	9	
	小川町	78	83	40	
	川島町	30	29	24	
	吉見町	32	34	35	
	鳩山町	7	26	25	
	ときがわ町	9	21	23	
	東秩父村	0	1	0	
	管外・不明・県外	55	56	48	
	所沢	所沢市	709	781	821
飯能市		103	110	115	
狭山市		305	303	331	
入間市		313	278	347	
朝霞市		316	303	351	
志木市		154	174	252	
和光市		181	171	225	
新座市		357	344	301	
管外・不明・県外		52	77	51	
熊谷		熊谷市	349	370	380
		行田市	224	206	222
		秩父市	126	112	112
		加須市	223	275	379
	本庄市	208	200	230	
	羽生市	112	88	102	
	深谷市	299	271	315	
	横瀬町	7	3	10	
	皆野町	8	0	20	
	長瀨町	5	5	22	
	小鹿野町	10	4	6	
	美里町	4	6	6	
	神川町	26	22	16	
	上里町	43	40	80	
	寄居町	50	40	51	
管外・不明・県外	21	10	6		
越谷	春日部市	472	562	666	
	越谷市	909	981	1,113	
	幸手市	96	138	111	
	宮代町	82	81	71	
	杉戸町	79	62	89	
	松伏町	60	82	73	
	管外・不明・県外	37	42	64	
草加	草加市	615	671	801	
	八潮市	235	281	274	
	三郷市	360	371	447	
	吉川市	160	150	187	
	管外・不明・県外	24	66	68	
児相相 小計		13,661	14,370	15,512	
さいたま市児相		3,241	3,236	3,365	
合計		16,902	17,606	18,877	

児相別計(4年度)

中央 1,861 件

南 2,355 件

川越 2,581 件

所沢 2,794 件

熊谷 1,957 件

越谷 2,187 件

草加 1,777 件

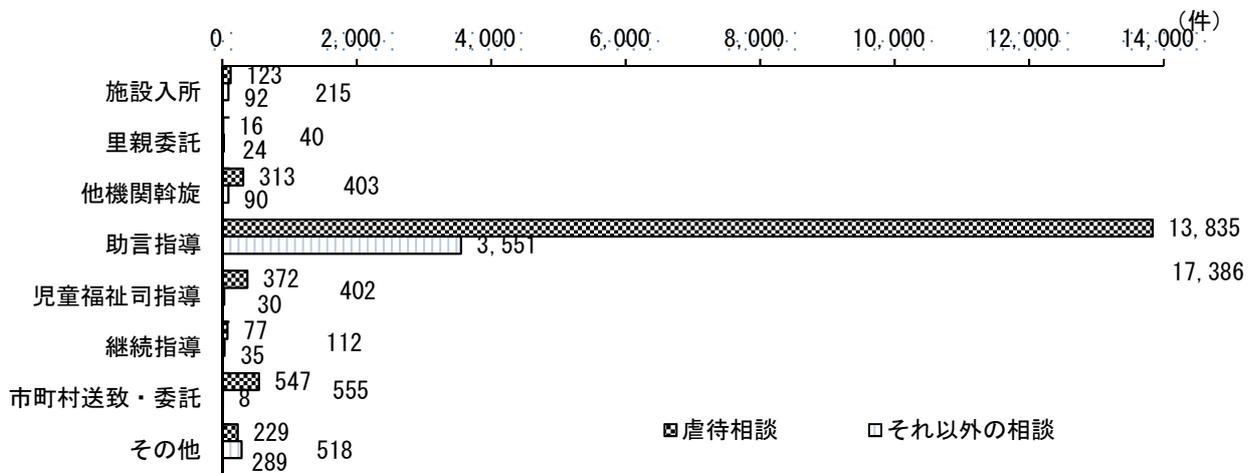
(工) 対応状況

児童相談所で受付けた養護相談で、令和4年度中に何らかの対応を行ったものは19,631件であった。そのうち、「施設入所」と「里親委託」は合わせて255件あり、全体の1.3%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から、児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は、保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や、施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

図9 養護相談対応件数（厚労省報告例第45表より）



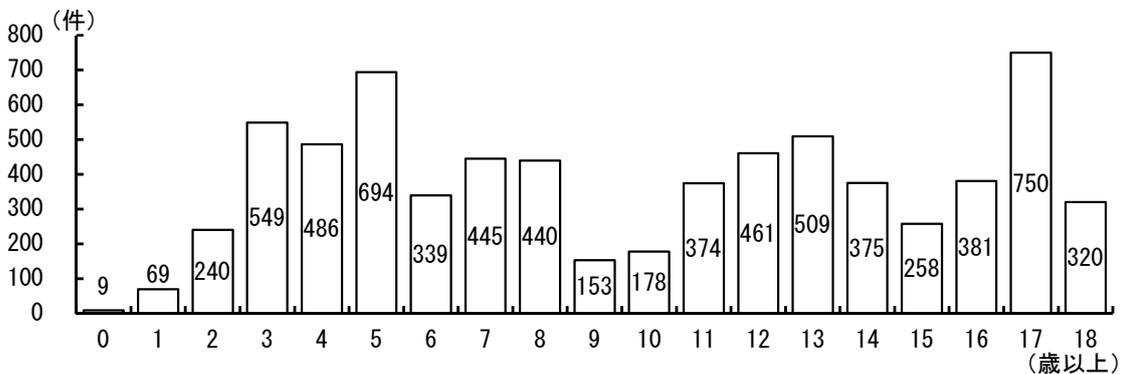
イ 障害相談

(ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や、諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

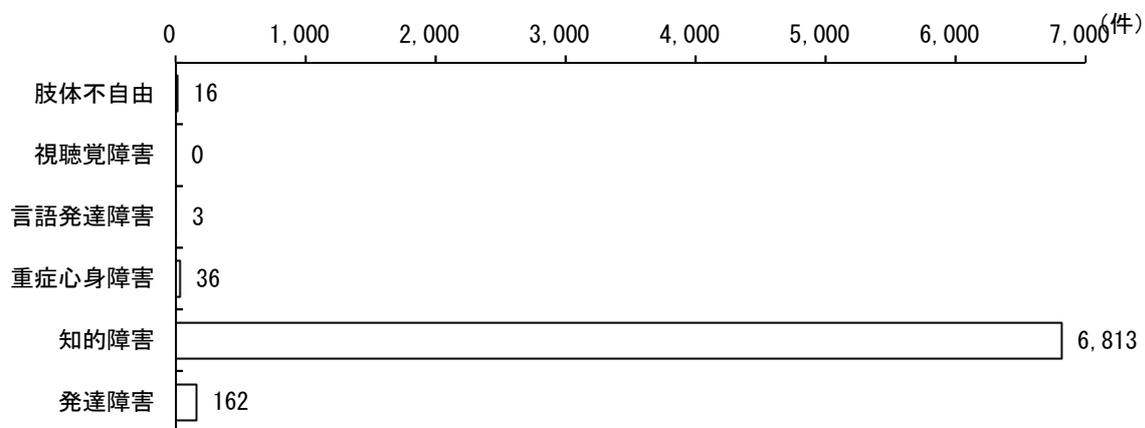
図10 障害児童相談年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）



(イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和4年度に相談を受付けた7,030件のうち知的障害相談が6,813件(96.9%)を占めている。

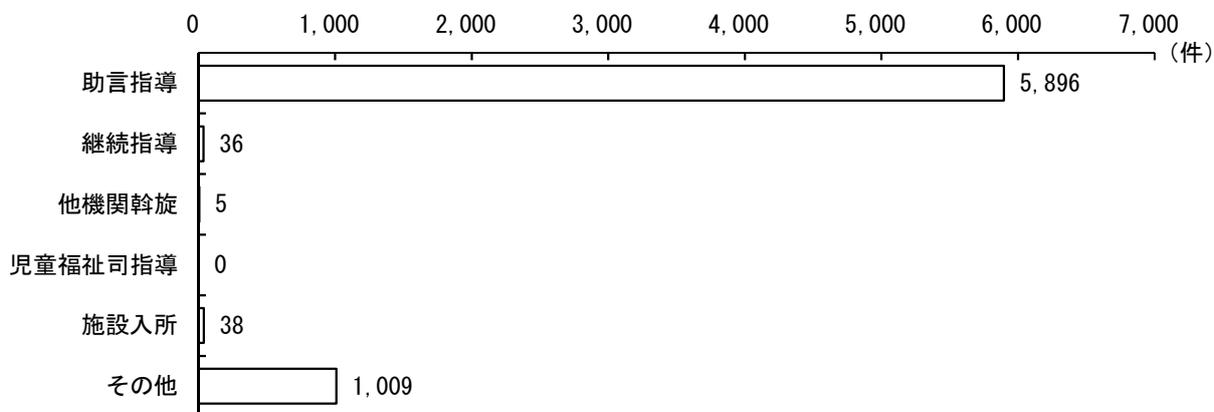
図1-1 障害相談の内容別件数



(ウ) 援助状況

障害相談で、令和4年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は6,984件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図1-2 障害相談の援助内容別件数(厚労省報告例第45表より)



注) 施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談6,984件を内容から見ると、「助言指導」が5,896件であり、全体の84.4%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

表6 障害相談（相談種類別）の援助内容

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	施設入所	その他	計
肢体不自由相談	5	7	0	0	7	1	20
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	3	0	0	0	0	0	3
重症心身障害相談	4	23	1	0	23	1	52
知的障害相談	5,739	6	3	0	7	994	6,749
発達障害相談	145	0	1	0	1	13	160
計	5,896	36	5	0	38	1,009	6,984

注) 施設入所には、措置と利用契約とが含まれる。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が18歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

ウ 非行相談

(ア) 年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）

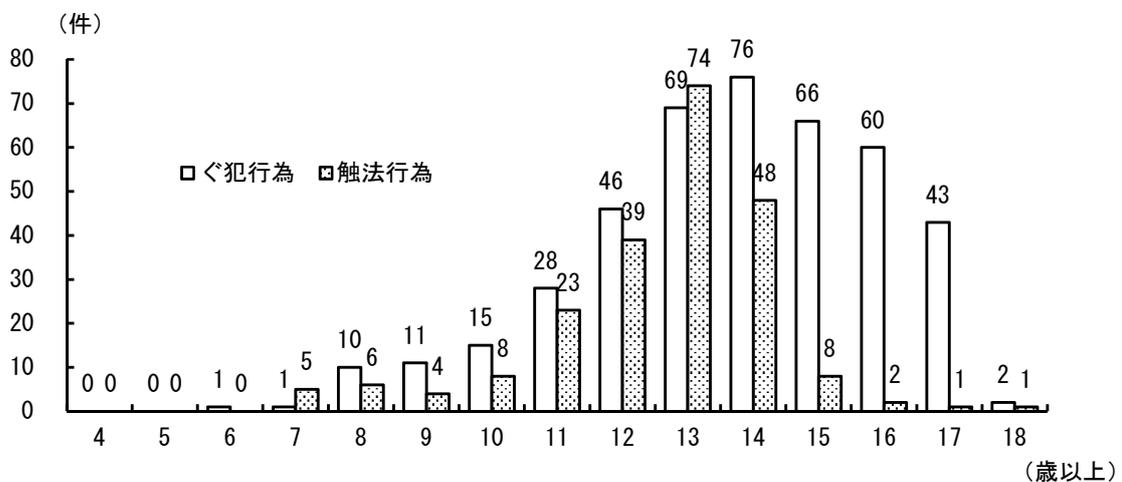
令和4年度に受理した非行相談の数は647件であり、前年度の478件から169件増加した。全相談受付件数32,344件の2.0%を占めている。

相談の内訳は、＜犯行為等相談が428件、触法行為等相談が219件であった。

＜犯及び触法の全非行相談の中で、13歳から15歳までの中学生の相談件数が341件を数え、全体の52.7%を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、内容の重篤な、対応困難なケースも少なくない。

図13 ＜犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

＜犯行為等相談では、「家出・放浪」が131件で最も多く、30.6%を占めている。
触法行為等相談では、「窃盗」が126件で最も多く、57.5%を占める。

表7 ＜犯行為等相談内容別受付状況

	家出・放浪	窃盗	夜外遊泊・遊び	持ち出し	乱暴	不純異性交遊 不良交友	傷害	飲酒・喫煙	怠学	その他	計
男	48	22	20	49	19	8	2	5	3	34	210
女	83	12	48	18	2	31	1	12	0	11	218
計	131	34	68	67	21	39	3	17	3	45	428

表8 触法行為等相談内容別受付状況

	窃盗	強盗	器物破損	傷害	恐喝	強わいせつ 強姦	放火	その他	計
男	96	1	14	22	1	14	9	25	182
女	30	0	1	4	0	0	1	1	37
計	126	1	15	26	1	14	10	26	219

(ウ) 援助状況（厚労省報告例第45表より）

援助を実施した「＜犯」及び「触法」を合わせた非行相談615件のうち、506件（82.3%）が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは8件（1.3%）であった。

表9 非行相談の援助内容別状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	施設入所	家裁送致	その他	計
＜犯行為等相談	352	10	15	10	6	0	15	408
触法行為等相談	154	1	14	9	2	4	23	207
計	506	11	29	19	8	4	38	615

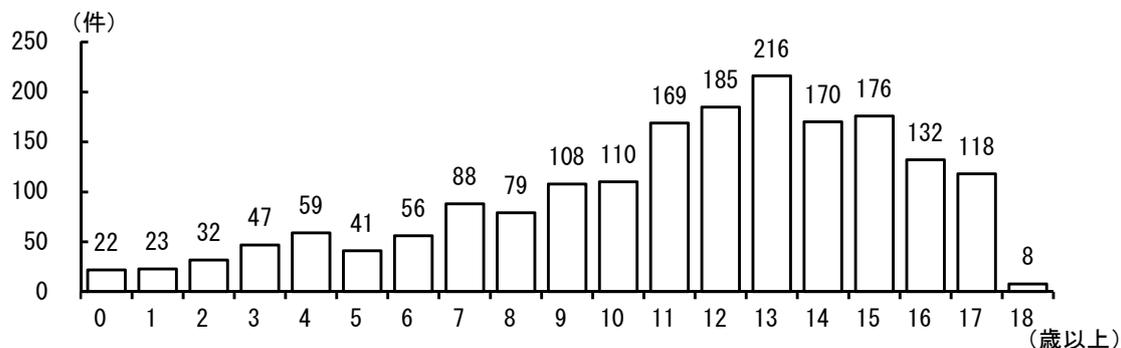
- 注) 1 「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。
2 「施設入所」はその大半が児童自立支援施設への入所である。
3 「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置（法第27条第1項第4号）を行ったものである。

エ 育成相談

(ア) 年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）

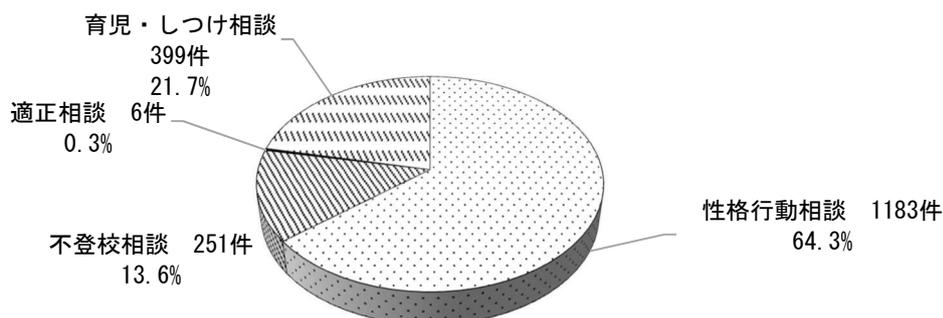
令和4年度の受付件数は1,839件であった。育成相談全体では、就学前から小学校低学年では比較的「育児・しつけ相談」が多く、小学校高学年からは、「性格行動相談」や「不登校相談」の割合が高くなる。

図14 育成相談年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

図15 育成相談の内容別受付件数



(ウ) 援助状況（厚労省報告例第45表より）

育成相談について、令和4年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表10 育成相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	施設入所	その他	計
性格行動相談	1,061	23	22	6	1	45	1,158
不登校相談	228	1	7	0	0	14	250
適性相談	6	0	0	0	0	0	6
育児・しつけ相談	363	3	4	0	0	29	399
計	1,658	27	33	6	1	88	1,813

オ 保健相談・その他の相談（厚労省報告例第45表より）

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表11 保健相談・その他の相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指 導	そ の 他	計
保 健 相 談	32	0	4	0	4	40
その他の相談	856	3	90	2	1,648	2,599

(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

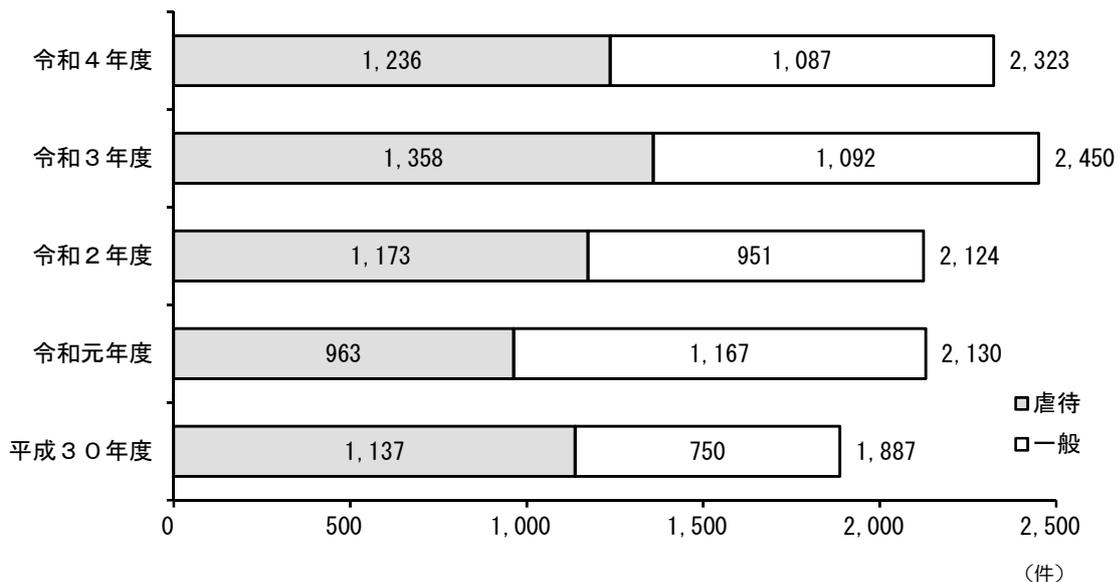
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル（189）」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和4年度に休日夜間児童虐待通報ダイヤルに寄せられた通報は2,323件で、前年度に比べ5.2%減少した。児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響により、令和元年度以後は2千件以上の通報が寄せられている。

表12 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

時間帯	夜 間 (18時～22時)	深夜・早朝 (22時～翌8時半)	休日の日中 (8時半～18時)	合 計
虐 待 通 報	549	316	371	1,236
虐待以外の相談	437	313	337	1,087
受 付 合 計	986	629	708	2,323

図16 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



2 活動状況

(1) 児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、処遇会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

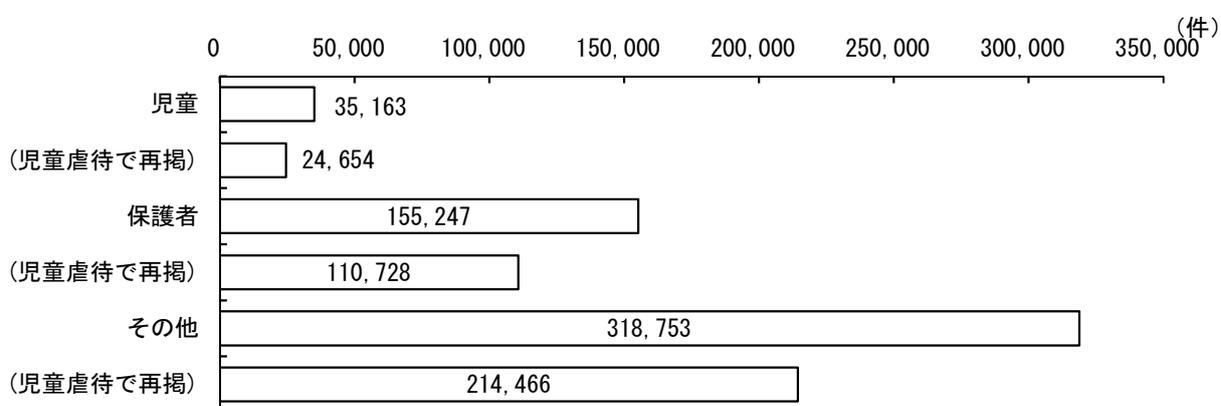
ア 調査・社会診断（厚労省報告例第48表より）

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援・処遇が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となっていく。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

令和4年度中に行われた調査・社会診断の件数は、全体で延べ509,163件であり、その対象別内訳は次のとおりである。

図17 調査・社会診断

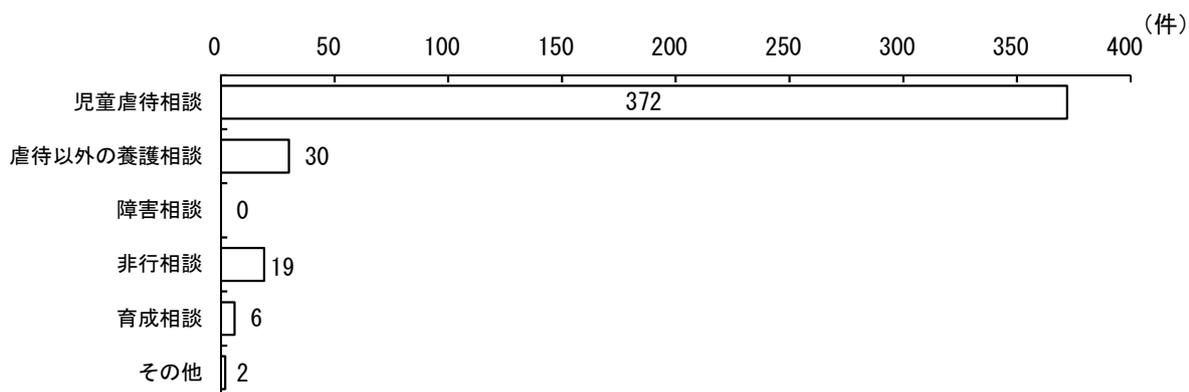


対象別内訳から見ると、「その他」が最も多く、全体の62.6%を占める。この中には、学校、保育所、保健センター等地域の関係諸機関等が含まれており、それらの機関とも連携・協力しながら、最良の支援方法が得られるよう検討を行っている。

イ 児童福祉司指導（厚労省報告例第45表より）

令和4年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は429件であり、その相談種別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の93.7%を占めている。児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

図18 児童福祉司指導相談種別内訳

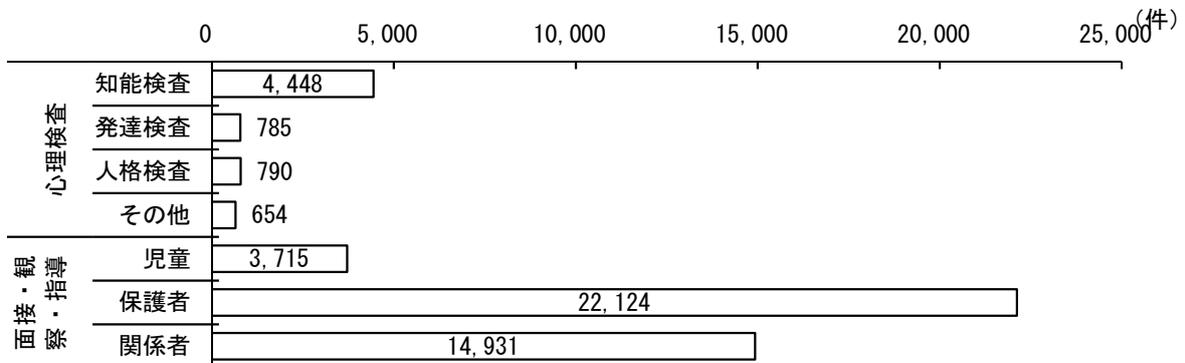


(2) 児童心理司の活動状況

ア 心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。また、言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

図19 心理診断指導（厚労省報告例第48表より）

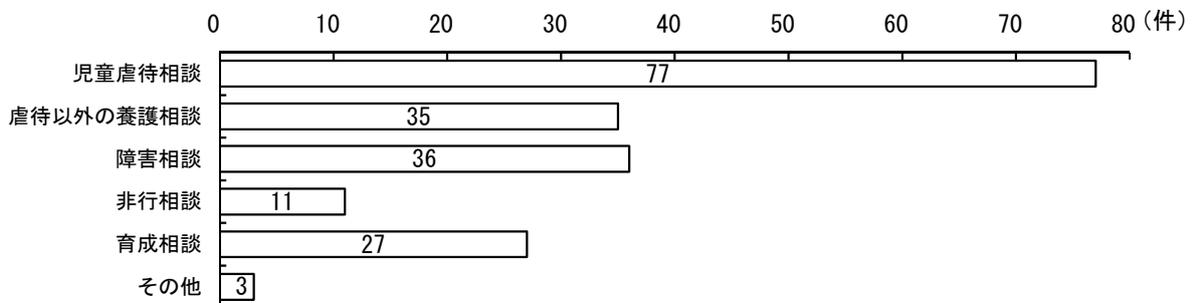


イ 継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和4年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて189件である。児童虐待相談を含む養護相談が112件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

図20 継続指導相談種別内訳（厚労省報告例第45表より）



(3) 「家族支援」の取組みについて

ア 背景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

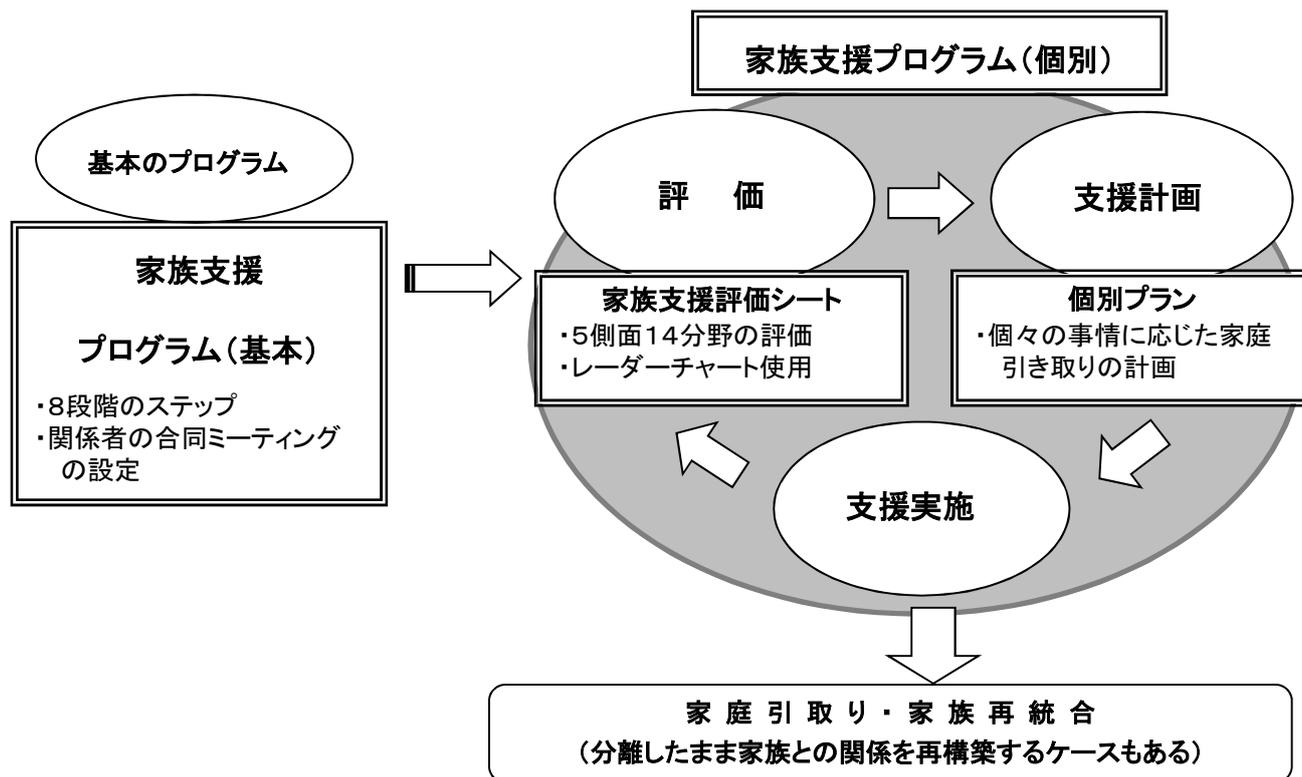
平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。)

イ 家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家庭支援評価シートにより評価し、基本の家庭支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

家族支援システムの概念図

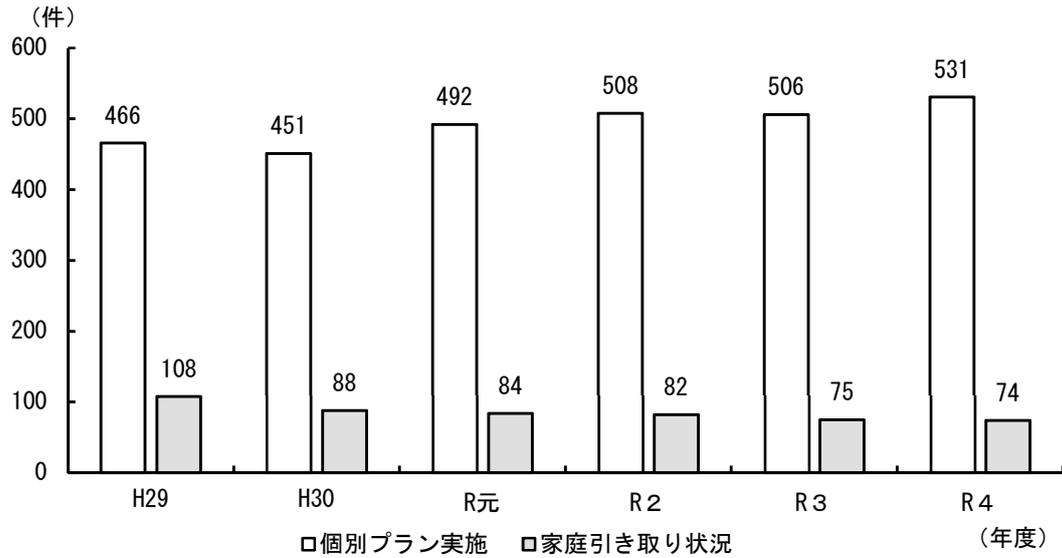


家族支援プログラム (基本)	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
家族支援評価シート	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、子どもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
個別プラン	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に（ケースによっては児童や関係者にも）示すものである。

(ア) 個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和4年度の個別プラン実施件数は531件であり、うち74件が家庭引き取りとなった。家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。

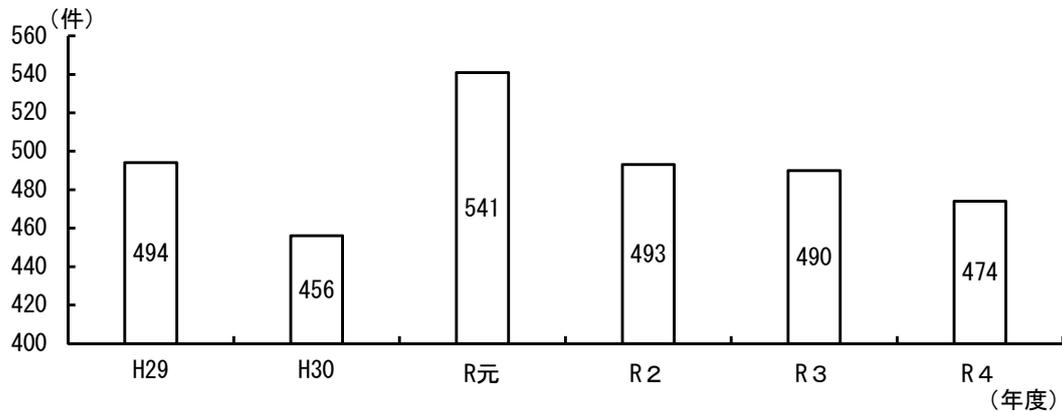
図 2 1 個別プラン実施及び家庭引き取り状況



(イ) 家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図 2 2 家族支援評価実施件数



(4) 児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、中央児童相談所と越谷児童相談所に児童精神科医が配置され、計851件の診察等を行った。

なお、中央児童相談所の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行っている。また、平成21年度から被虐待児童及び虐待を行った保護者に対して、服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図23 形態別診察等の状況

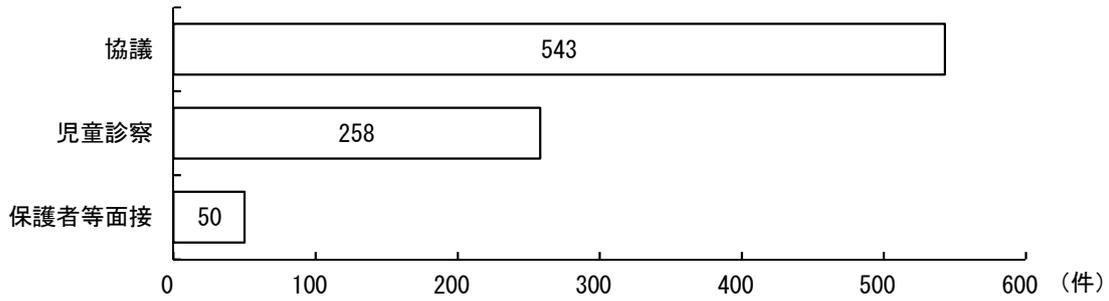
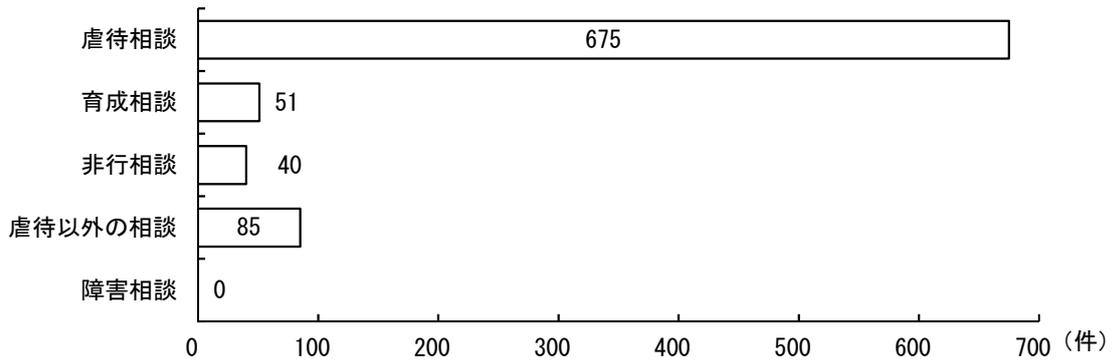


図24 相談内容別診察等の状況



(5) 一時保護の状況（厚労省報告例第47表より）

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和4年度に中央、南、所沢及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

相談種別では、養護相談が全体の87.0%を占め、次いで非行相談の8.0%となっている。全体の割合からすると、養護児童が多くを占め、中には、児童の安全を確保するために、児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童もおり、児童の精神的安定を図る上で、いろいろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

表13 相談・年齢階層別一時保護の状況（一時保護所分）

	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
0～5歳	194	0	0	0	0	194
6～11歳	327	1	7	22	0	357
12～14歳	297	2	47	21	0	367
15歳以上	210	2	40	12	0	264
計	1,028	5	94	55	0	1,182

注）一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・越谷 各30名である。

令和4年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表14 委託保護分

	委 託	委託解除	委 託 機 関 (年度中の解除数)			
			警 察 等	児童福祉施設	里 親	そ の 他
児 童 数	960	930	10	490	235	195
延 べ 日 数	—	40,975	18	30,793	4,885	5,279

図25 一時保護所児童の年齢別受付状況（一時保護所分）

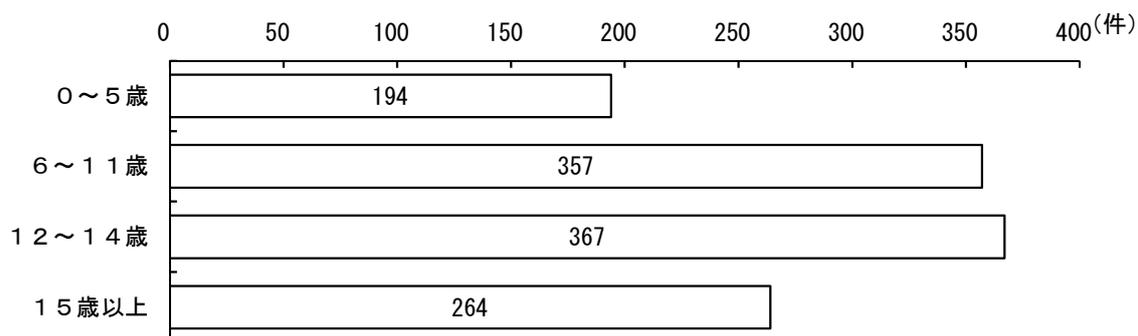


図26 児童相談所別一時保護児童数（一時保護所分）

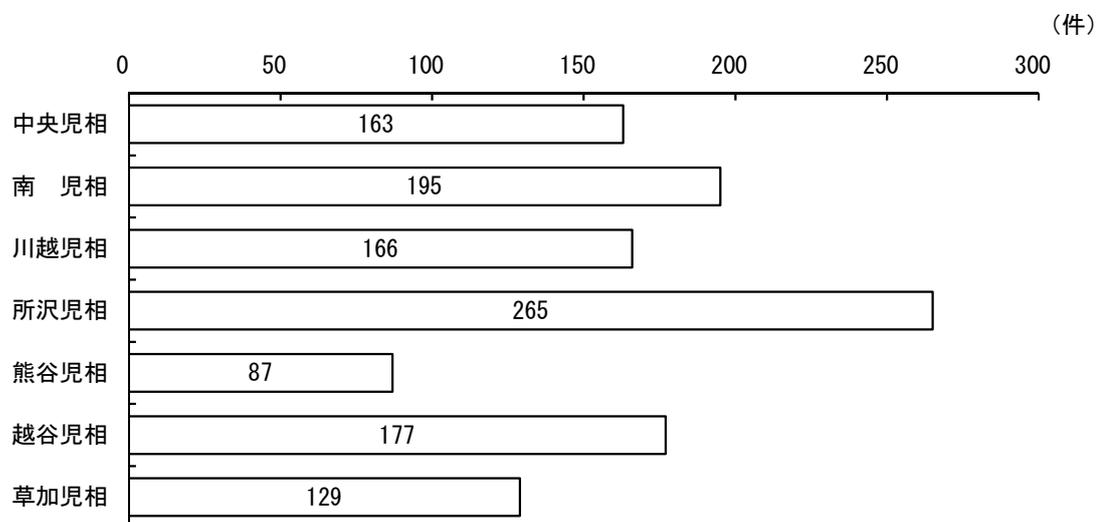


表15 一時保護所 月別1日平均在籍児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	27.3	29.1	32.2	32.8	31.9	34.4	32.5	33.5	32.1	26.8	31.9	31.2
南児相	26.0	29.4	31.2	30.4	30.6	33.7	31.3	31.6	31.5	26.5	29.9	30.7
所沢児相	26.0	29.5	33.0	35.0	32.2	37.8	33.7	31.8	28.7	30.6	33.6	35.3
越谷児相	24.2	28.7	31.8	33.5	30.2	35.6	32.8	33.5	32.4	30.2	31.6	30.7

図27 一時保護所退所後の状況

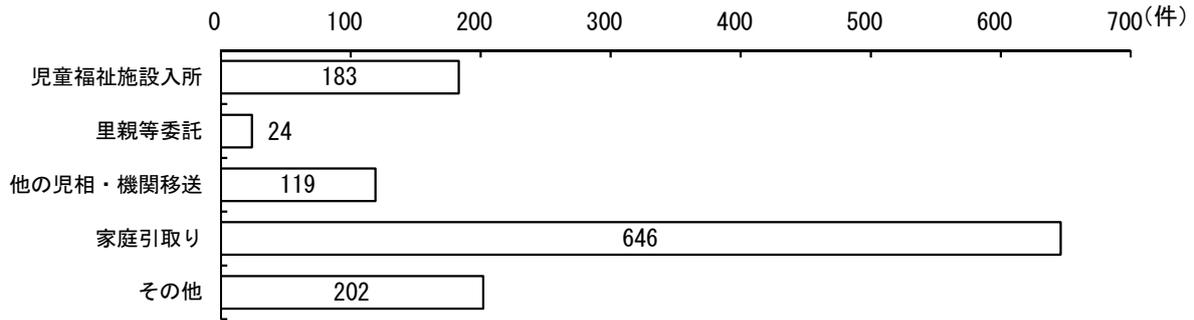


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

	養護相談	心身障害 相 談	非行相談	育成相談	保 健・ そ の 他	計
児童福祉施設入所	169	1	7	6	0	183
里 親 等 委 託	23	0	0	1	0	24
他の児相・機関移送	99	0	13	7	0	119
家 庭 引 取 り	572	3	42	29	0	646
そ の 他	172	0	22	8	0	202
計	1,035	4	84	51	0	1,174

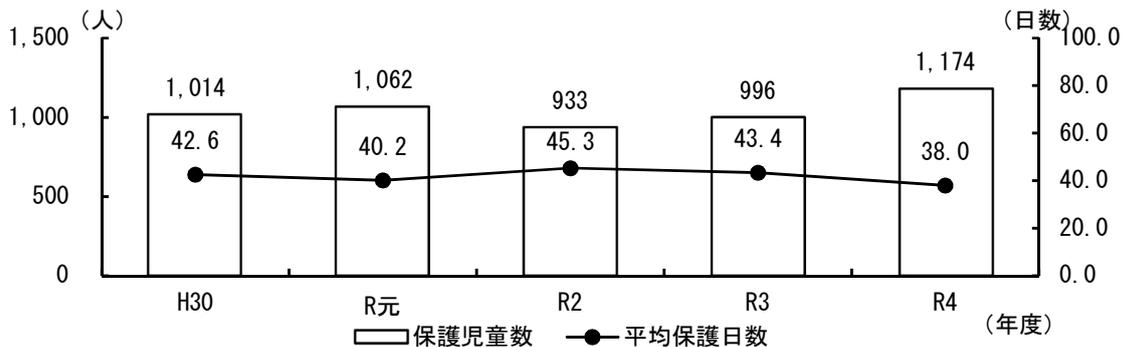
令和4年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

	中央	南	所沢	越谷	合計
A 保護児童数（退所児童数）	301	302	279	292	1,174
B 保護延べ日数	10,205	11,621	11,871	10,879	44,576
C 1日当たり平均児童数(B/365)	28.0	31.8	32.5	29.8	122.1
D 一人当たり平均保護日数(B/A)	33.9	38.5	42.5	37.3	38.0

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



3 児童福祉施設・里親等の状況

(1) 児童福祉施設

ア 児童福祉施設（障害児施設を除く）の入退所状況（厚労省報告例第50表より）

令和4年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、この数年の児童虐待相談の急増により、施設利用の機会が増え、そのため、満床となる施設も出てきている。また、職員を確保できない等の理由により、定員は空いているが受け入れ困難な施設もある。

表18 児童福祉施設入退所状況

施設	入所児童数	退所児童数	R5年3月末日現在
乳児院	93	91	151
児童養護施設	183	175	1,041
児童心理治療施設	15	18	50
児童自立支援施設	23	20	38
計	314	304	1,280

イ 障害児施設の入所状況

令和4年度の障害児施設の入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、県外施設にも依頼しているが、新規の入所が難しい状況である。

表19 障害児施設の入所状況

施設	児童数
知的障害児施設	139
肢体不自由児施設	11
重症心身障害児施設	91
その他	4
計	245

注1 令和5年3月1日現在の速報値、県外施設も含む。

2 入所の「その他」は、盲児・ろうあ児施設入所。

ウ 施設退所児童の状況

令和4年度に、施設を退所した児童は、次表のとおりである。

乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設からは、他の児童福祉施設への変更が最も多く退所児童数に占める割合はそれぞれ46.2%、77.8%、55.0%であった。児童養護施設からは家庭引取りが最も多く33.1%であった。

表20 施設退所児童の状況

	家庭引取り	児童福祉施設への変更	満 齢	里親委託	就 職	その他	計
乳 児 院	35	42	1	8		5	91
児童養護施設	58	6	25	3	40	43	175
児童心理治療施設		14				4	18
児童自立支援施設	5	11		1	1	2	20
計	98	73	26	12	41	54	304

図29 乳児院退所理由の内訳

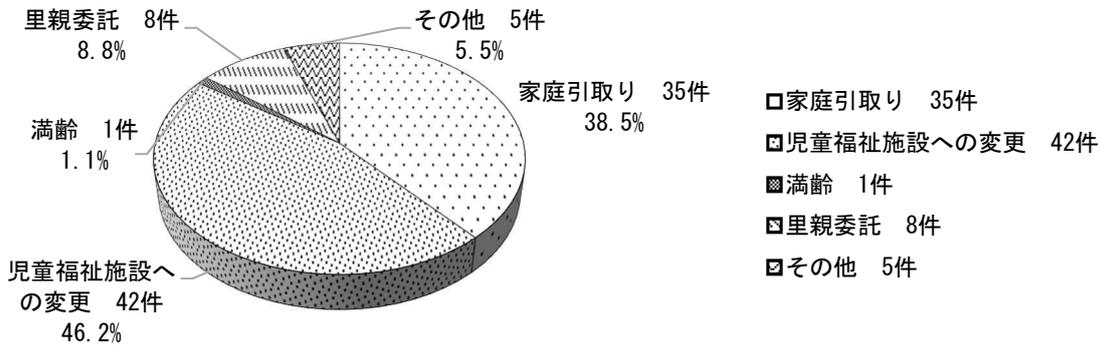
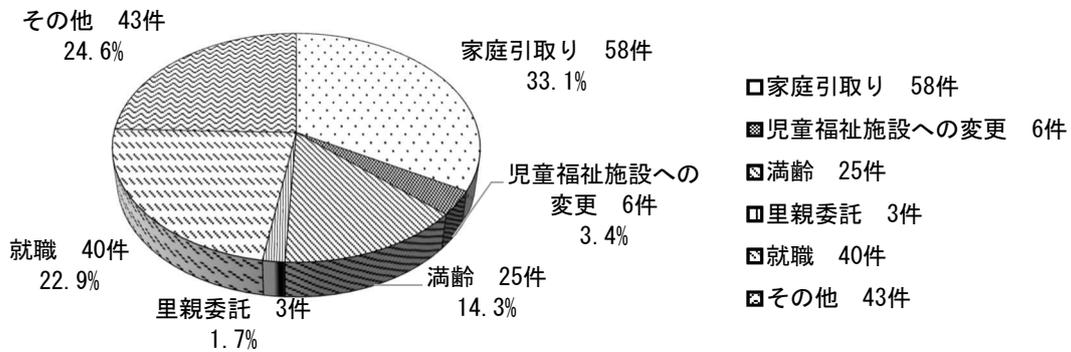


図30 児童養護施設退所理由の内訳



(2) 里親等

ア 里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成21年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。平成25年度は、5年ごとの登録更新の年度に当たり、取消者が増加した。

さらに、平成29年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び5年ごとの登録更新(研修の受講)の実施が義務付けられた。

図31 登録里親数の推移（厚労省報告例第56表より）

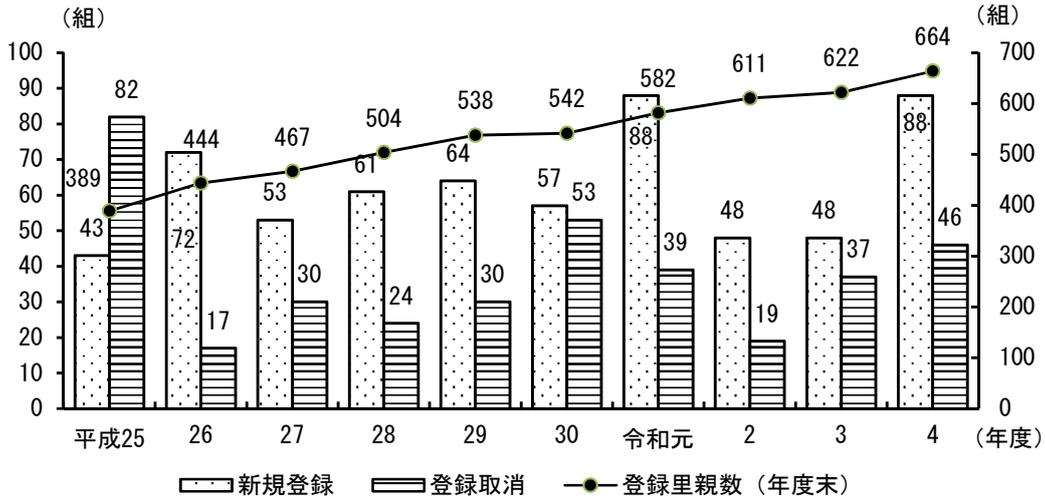


表21 里親の種類別登録数（令和4年度 単位：組）

		前年度末現在	新規（年度中）	取消（年度中）	年度末現在
登録里親数		622	88	46	664
再	養育里親数	616	84	45	655
	専門里親数	30	0	4	26
掲	親族里親数	5	4	1	8
	養子縁組里親数	445	65	27	483

イ 委託の状況

令和4年度末の登録里親664組のうち、195組の里親に児童が委託されている。

令和4年度末現在217人の児童が里親に委託されている。令和4年度中に新たに委託された児童は60人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が40.0%、家庭からの委託が28.3%である。

図32 委託児童数の推移（各年度末現在）

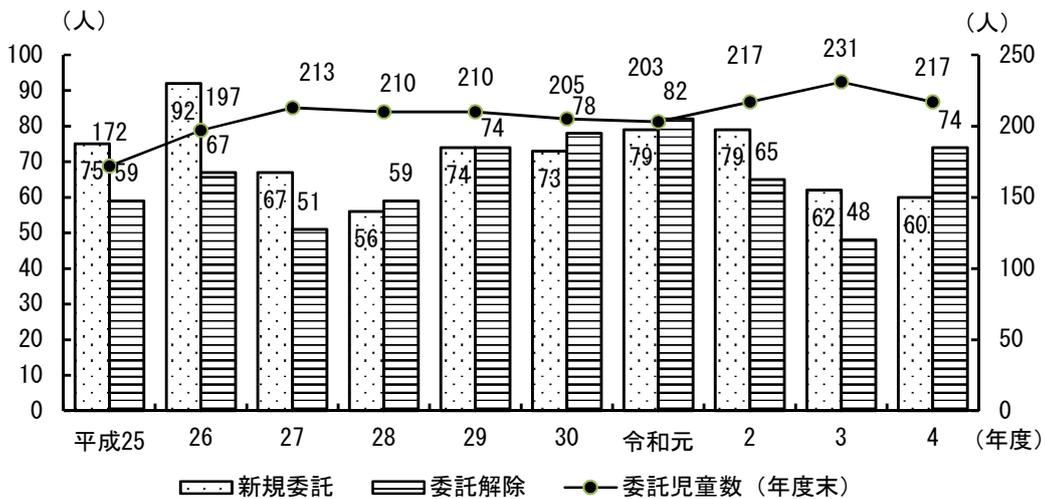
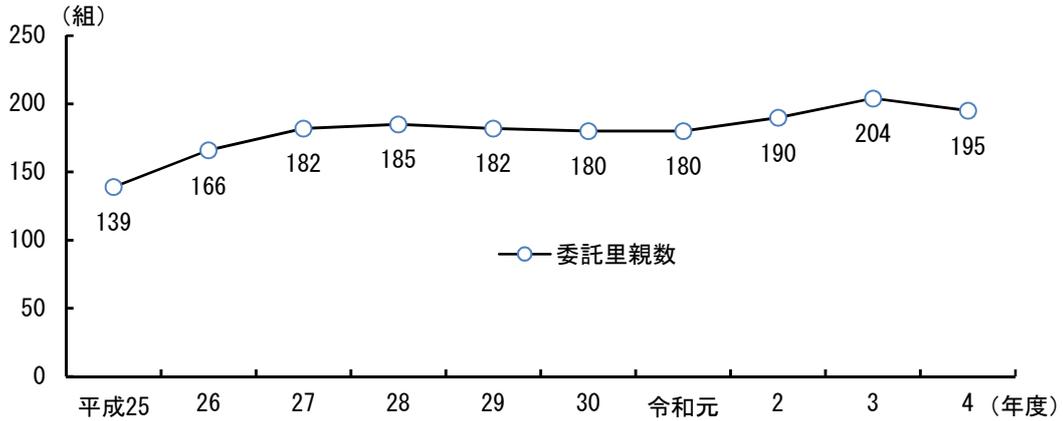


図33 委託里親数の推移（各年度末現在）



ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、令和4年度末現在で22か所、91人の児童が委託されている。

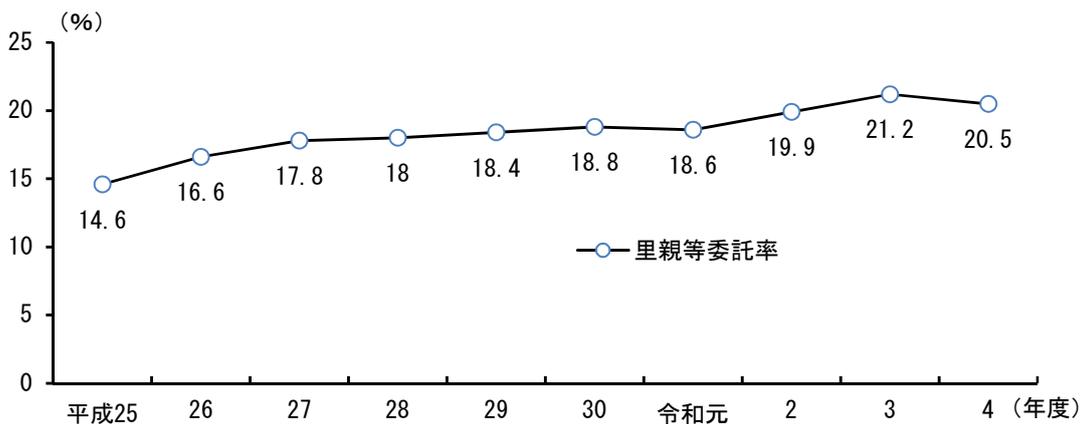
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

		29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
ホーム数	法人型	5	5	6	6	5	4
	個人型	11	12	13	15	16	18
	計	16	17	19	21	21	22
委託児童数（人）		66	79	84	88	87	91

注1) 法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2) ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

図34 里親等委託率の推移（各年度末現在）



※里親等委託率＝(里親委託＋ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

工 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和4年度末で26組が登録しており、委託されている児童は5人である。

オ 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談にに応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

(ア) 委託直後研修（里親サロン等）

表23 委託直後研修実施状況

児童相談所	事業名	対象里親	回数	延べ参加者数
中央	委託直後研修	委託直後の里親子	11回	43名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	6回	28名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	6回	30名
	小計		23回	101名
南	年少児サロン	委託中及び委託解除後の里親子	11回	68名
	年長児サロン	小学校高学年以上を委託中の里親	6回	71名
	障害児サロン	障害のある子を委託中の里親		—
	小計		17回	139名
川越	委託直後研修会	委託後2年未満の里親子	11回	186名
	思春期サロン	小学5年生以上を受託している里親	7回	40名
	小計		18回	226名
所沢	里親委託直後サロン	委託直後の里親子（小学校低学年以下）	11回	168名
	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	6回	32名
	小計		17回	200名
熊谷	委託直後研修(ひよこクラブ)	委託後2年未満の里親子	11回	98名
	小計		11回	98名
越谷	委託直後研修	委託後1年未満の里親子	10回	30名
	里親サロン	委託中及び委託解除後の里親子	2回	15名
	里親短期サロン	委託中及び未委託の里親	1回	4名
	小計		13回	49名
草加	委託直後研修	委託後1年までの里親子	11回	68名
	中高生サロン	中高生を委託中の里親	1回	3名
	里父サロン	未就学児童を委託中の里父	1回	2名
	小計		13回	73名

(イ) 地域里親会による活動（里親同士の情報交換、親睦）

表24 地域里親会活動実施状況

支部名	事業内容	回数・参加数
中央 ゆずりは会	ボウリング大会	45名
	日帰り秋レクリエーション（東武動物公園）	97名
	ボウリング大会・食事会	69名
南 はなみずき会	日帰りレクリエーション（八景島シーパラダイス）	39名
	クリスマス会	69名
	父の会	新型コロナウイルス感 染拡大防止のため中止
	母の会	新型コロナウイルス感 染拡大防止のため中止
川越 はつかり会	春の親子レクリエーション（秩父ふるさと村）	16家族
	夏の親子レクリエーション（那須高原等）	9家族
	新年会	17家族
	中高生レクリエーション	中高生5名
	はつかり会研修（Zoom開催）	10家族
	支部会報誌「会報はつかり会」の発行	年3回
所沢 里親会	ファミリーレクリエーション旅行	90名
	ひまわりサロン	年4回
	入学・卒業お祝い会	28名
熊谷 やまなみ会	会報「やまなみ」第60号発行	年1回発行
	里母の会	1回・19名
	中高生の集い	中止
	里親里子親子交流事業	1回・54名
	里親サロンほか（サロン、ごっこクラブ）	計12回・153名
	地区会（親子ケーキ作り、先輩里親の体験談等）	3回・88名
	入進学・卒業を祝う会	36名
越谷 さくらんぼの 会	親睦会（オンラインゲーム、カフェ）	2回・59名
	交流会（バーベキュー大会）	1回・83名
	さくらんぼサロン	年2回・10名
	里親子レクリエーション（日帰りバス、メロン狩り等）	74名
	里親研修会	2回・21名

(ウ) 里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親委託等推進員（非常勤）が各児童相談所に配置され、平成30年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成31年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

カ 研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修（「基礎研修」及び「登録前研修」）を里親登録前に受講することが必要。

(ア) 里親（基礎）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者（里親申請書の提出前に受講する）に対し、令和4年度は対面での講義研修を7回開催した。

また、YouTubeを活用したオンライン講義研修を実施し、67組が受講した。

【研修内容】○講義研修（1日間）

- ・里親養育論、児童福祉論
- ・先輩里親の体験談
- ・施設見学（DVD視聴）など

(イ) 里親（登録前）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に実施した。

令和4年度は対面での講義研修を6回開催、オンライン講義研修は34組が受講した。

また、講義研修修了者を対象に養育実習を実施した。

【研修内容】○講義研修（2日間(対面研修)）

- ・里親養育論、里親養育援助技術
- ・発達心理学、小児医学
- ・里親会活動、先輩里親の体験談
- ・グループ討議など

○養育実習（2日間）

(ウ) 里親（更新）研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和4年度は、講義研修を5回開催した。

【研修内容】○講義研修(1日間)

- ・児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

(工) 各児相による研修

児 相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中 央	新規登録里親研修会（1回実施） 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について 管内里親 先輩里親を交えての懇談	7月16日	3名
	里親研修会 「ライフストーリーワークブックの活用について」 所沢里親会 「子どものグリーフに寄り添うこと ～ 発達段階に応じた理解と対応（真実告知）～」 二葉・子どもと里親サポートステーション 長田 淳子 氏	5月17日 11月19日	29名 34名
	里親入門講座 上尾市文化センター 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親 児童福祉施設の子も達 里親支援専門相談員	11月12日	26名
南	里親研修会 シンポジウム「里親支援専門相談員を知ろう」 ロールプレイ「子どもの困った行動」	10月16日	18名
	「里親登録後子どもが委託されるまで」 「里親のネットワーク」「養育体験」「懇談会」	3月18日	18名
	里親入門講座 蕨市役所 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	10月29日	10名
川 越	委託・未委託里親研修会 川越児童相談所大会議室とZoom 幼稚園園長による講演 「子育て中の困ったな ～子ども達からのプレゼント～」	11月29日	会場17名 Zoom25名 計42名
	里親入門講座 川越児童相談所大会議室 里親制度の概要 児相相談所職員 里親の養育体験談 管内里親（養子縁組1名・養育1名）計2名	11月5日	7組19名

所 沢	<p>里親研修会（第1回）所沢市民文化センターミュージズ <内容>発達障害や愛着障害に関すること 講師 子どもの虐待防止センター 理事 奥山 真紀子 氏</p>	6月5日	41名
	<p>里親入門講座（第1回）新座市民会館 里親制度について 児童相談所職員 里親支援専門相談員の話 里親支援専門相談員1名 里親体験談 管内里親2名</p>	11月26日	29名
	<p>里親研修会（第2回）所沢市民文化センターミュージズ 講師① WBC 女子世界ライトフライ級チャンピオン 富樫 直美 氏 講師② 第30代 OPBF 東洋太平洋ライト級チャンピオン 第44代日本ライト級チャンピオン 坂本 博之 氏 ボクシングセッション</p>	2月25日	46名
	<p>里親入門講座（第2回）飯能市子育て総合センター 里親制度について 児童相談所職員 児童養護施設について 里親支援専門相談員1名 里親体験談 管内里親・元里親2名</p>	3月11日	12名
熊 谷	<p>里親研修会（第1回） <場所>熊谷市江南公民館 <内容>講演「里親さんへ伝えたいこと」 社会福祉法人二葉乳児院二葉子どもと里親サポートステーション 臨床心理士・精神保健福祉士 長田 淳子氏</p>	5月15日	56名
	<p>里親研修会（第2回） <場所>深谷市南公民館 <内容>講演「愛着障害について-愛着障害児の事例とその対応について-」 社会福祉法人愛の泉 愛泉寮 里親支援専門相談員</p>	1月22日	51名
	<p>里親入門講座 <場所>第1回 加須市民プラザかぞ 第2回 寄居町中央公民館 第3回 深谷市上柴公民館 <内容>里親養育体験談 管内里親（1～2名） 里親制度の概要 フォスタリング事業者 （愛泉子ども家庭センター）</p>	7月23日 9月25日 2月12日	19名 17名 21名

越 谷	里親入門講座 越谷児童相談所大会議室 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、委託・未委託里親研修を中止した。	9月10日	13名
草 加	新規登録里親オリエンテーション（2回実施） 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員 越谷さくらんぼの会について 先輩里親	10月4日 12月12日	6名 7名
	里親入門講座 草加児童相談所 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親 児童福祉施設の子ども達 里親支援専門相談員	10月22日	4名
	面会・交流中里親研修（5回実施） ＜場所＞草加市子育て支援センター ＜内容＞子育てに関する講義と情報交換	4月13日 5月18日 7月20日 9月21日 10月19日	5名 5名 3名 4名 2名
	未委託里親研修 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親1名 里親に求められること 里親支援専門相談員	1月21日	22名

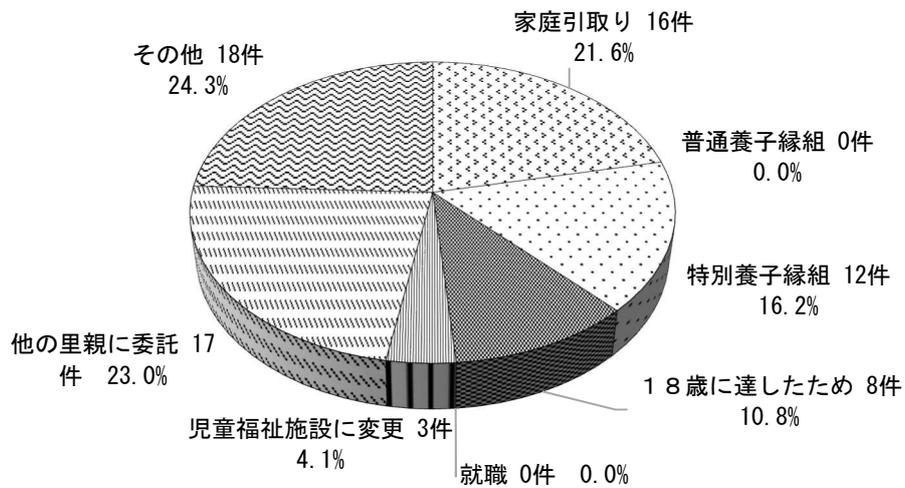
キ 委託解除の状況（厚労省報告例第57表より）

令和4年度の里親委託解除（措置の変更を含む）の件数は74件であった。その内訳は次表のとおりである。

表25 委託解除の状況

家庭引取り	16件	21.6%
普通養子縁組	0件	0.0%
特別養子縁組	12件	16.2%
18歳に達したため	8件	10.8%
就 職	0件	0.0%
児童福祉施設に変更	3件	4.1%
他の里親に委託	17件	23.0%
その 他	18件	24.3%
合 計	74件	100%

図35 委託解除の理由



第 3 部

資

料

1 相談件数等の推移

(1) 最近10年間の推移

ア 人口、世帯数、相談件数の推移

(単位：件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県人口 (人) *1)	7,288,772	7,304,817	7,323,360	7,343,733	7,362,941	7,377,199	7,389,961	7,393,780	7,385,819	7,381,007
世帯数 (世帯) *2)	3,084,836	3,124,142	3,167,683	3,212,325	3,259,326	3,305,884	3,353,947	3,397,955	3,431,655	3,470,032
児童人口 (人) *3)	1,157,661	1,149,303	1,142,134	1,134,141	1,124,917	1,112,555	1,098,582	1,083,520	1,067,920	1,052,733
相談件数 (件)	14,778	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344
児童人口1,000人当たりの相談件数 (件)	15.6	17.0	19.3	24.1	26.4	30.7	34.0	33.6	38.2	38.3

注) 1 児童人口は18歳未満の人口。

2 *1)~*3)はさいたま市を含む各年度の1月1日現在の人口 (県統計課「町(丁)別人口調査」)。

3 相談件数及び児童人口1,000人当たりの相談件数は、さいたま市を除く県の7児童相談所における管内児童人口と受理相談件数を基にしている。

イ 相談内容別受付数の推移

(単位：件)

相談内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護相談	6,734	8,004	9,469	12,542	13,946	16,294	18,219	18,718	19,446	20,184
保健相談	45	59	42	47	30	36	45	34	27	41
障害相談	5,143	5,330	5,872	6,480	6,156	6,593	6,564	5,112	8,053	7,030
肢体不自由相談	31	28	46	25	27	29	15	11	9	16
視聴覚障害相談	3	0	2	2	1	0	0	0	1	0
言語発達障害等相談	49	38	37	28	10	9	9	6	4	3
重症心身障害相談	49	49	88	63	65	99	73	49	87	36
知的障害相談	4,950	5,093	5,555	6,197	5,907	6,339	6,356	4,952	7,826	6,813
発達障害相談	61	122	144	165	146	117	111	94	126	162
非行相談	911	754	666	635	492	496	420	424	478	647
<犯行為等相談	477	389	384	399	316	339	274	300	353	428
触法行為等相談	434	365	282	236	176	157	146	124	125	219
育成相談	1,277	1,249	1,344	1,346	1,393	1,357	1,468	1,411	1,587	1,839
性格行動相談	827	793	813	792	825	773	707	763	890	1,183
不登校相談	217	198	254	275	282	221	280	174	228	251
適性相談	15	15	3	8	12	8	7	6	4	6
育児・しつけ相談	218	243	274	271	274	355	474	468	465	399
その他の相談	668	613	653	1,248	2,227	2,959	3,620	3,742	3,279	2,603
計	14,778	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344

ウ 経路別受付件数の推移

(単位：件)

受付経路	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都道府県・市町村	5,018	5,143	5,706	6,298	6,356	6,812	7,124	6,341	8,201	7,772
福祉事務所	4,197	4,307	4,724	5,171	5,072	5,424	5,522	4,614	6,527	6,062
児童委員	9	5	11	9	13	11	26	15	13	15
市町村等	812	831	971	1,118	1,271	1,377	1,576	1,712	1,661	1,695
児童福祉施設・里親等	119	94	107	126	110	169	163	135	156	167
児童福祉施設・保育所	105	90	103	114	100	160	151	118	142	159
里親	11	1	2	5	3	4	6	7	3	4
児童家庭支援センター	3	3	2	7	7	5	6	10	11	4
警察等	2,463	3,535	4,126	7,174	9,453	11,131	12,599	12,939	13,094	14,109
家庭裁判所	114	104	96	96	107	81	119	101	79	78
学校・教育委員会等	402	493	666	756	662	881	1,109	985	1,045	958
学校・幼稚園	372	465	626	717	630	836	1,056	912	965	897
教育委員会等	30	28	40	39	32	45	53	73	80	61
保健所・医療機関	237	227	311	330	329	339	376	354	375	393
保健所	18	17	18	12	13	12	18	23	11	4
医療機関	219	210	293	318	316	327	358	331	364	389
家族・親戚	4,898	4,716	5,046	5,418	5,314	5,783	5,884	5,449	6,421	5,890
児童本人	138	119	140	149	133	176	177	337	372	351
児童委員(通告の仲介を含む)	18	10	9	11	12	14	10	13	7	9
近隣・知人	1,043	1,226	1,343	1,395	1,284	1,742	2,175	2,209	2,529	2,037
その他	328	342	496	545	484	607	600	578	591	580
計	14,778	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344

2 統計（福祉行政報告例）

全児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村										(再掲)											
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む) (通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
								保健所	医療機関	学	教育委員会等											
男	3,898	10	876	92	0	7,683	54	2	192	439	35	3	7	3,570	1,067	176	374	18,478	63	75	10	5,099
女	2,164	5	819	67	4	6,426	24	2	197	458	26	1	2	2,320	970	175	206	13,866	56	67	6	4,065
計	6,062	15	1,695	159	4	14,109	78	4	389	897	61	4	9	5,890	2,037	351	580	32,344	119	142	16	9,164
構成比%	18.7%	0.0%	5.2%	0.5%	0.0%	43.6%	0.2%	0.0%	1.2%	2.8%	0.2%	0.0%	0.0%	18.2%	6.3%	1.1%	1.8%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(全児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談						非行相談						育成相談				その他相談			計
	児童虐待相談	その他相談	その他相談	その他相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	性行行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他相談	その他相談	その他相談							
0歳	1,348	986	362	1	9	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	22	1	1	0	20	145	1,525	
1歳	1,214	987	227	1	69	0	0	2	67	0	0	0	0	0	0	0	23	2	0	0	21	146	1,453	
2歳	1,227	998	229	1	240	0	0	2	229	9	0	0	0	0	0	0	32	6	0	0	26	181	1,681	
3歳	1,287	1,064	223	1	549	0	0	1	541	4	0	0	0	0	0	0	47	12	0	0	35	195	2,079	
4歳	1,212	994	218	2	486	1	0	1	474	5	0	0	0	0	0	0	59	23	0	0	36	204	1,963	
5歳	1,171	978	193	1	694	1	0	0	685	6	0	0	0	0	0	0	41	20	1	0	20	165	2,072	
6歳	1,165	953	212	0	339	2	0	0	332	4	1	1	0	0	0	0	56	34	2	1	19	134	1,695	
7歳	1,084	899	185	1	445	2	0	1	427	12	6	1	5	88	47	10	88	47	10	0	31	141	1,765	
8歳	999	832	167	2	440	0	0	0	428	10	16	10	6	79	55	8	79	55	8	0	16	126	1,662	
9歳	1,033	842	191	1	153	0	0	0	145	5	15	11	4	108	59	15	108	59	15	1	33	125	1,435	
10歳	1,091	887	204	1	178	2	0	0	164	9	23	15	8	110	68	23	110	68	23	0	19	135	1,538	
11歳	1,180	941	239	0	374	2	0	0	351	19	51	28	23	169	123	21	169	123	21	0	25	142	1,916	
12歳	1,114	873	241	2	461	2	0	0	438	21	85	46	39	185	129	34	185	129	34	0	22	117	1,964	
13歳	1,162	871	291	3	509	1	0	0	489	15	143	69	74	216	132	53	216	132	53	1	30	122	2,155	
14歳	1,165	855	310	6	375	0	0	0	362	13	124	76	48	170	124	34	170	124	34	0	12	114	1,954	
15歳	961	694	267	2	258	1	0	0	252	4	74	66	8	176	126	33	176	126	33	2	15	104	1,575	
16歳	856	612	244	9	381	0	0	0	367	14	62	60	2	132	109	9	132	109	9	1	13	88	1,528	
17歳	696	509	187	6	750	1	0	0	736	11	44	43	1	118	105	7	118	105	7	0	6	94	1,708	
18歳以上	219	80	139	1	320	1	0	0	318	1	3	2	1	8	8	0	8	8	0	0	0	125	676	
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	20,184	15,855	4,329	41	7,030	16	0	3	6,813	162	647	428	219	1,839	1,183	251	1,839	1,183	251	6	399	2,603	32,344	
構成比%	62.4%	49.0%	13.4%	0.1%	21.7%	0.0%	0.0%	0.0%	21.1%	0.5%	2.0%	1.3%	0.7%	5.7%	3.7%	0.8%	5.7%	3.7%	0.8%	0.0%	1.2%	8.0%	100.0%	

(4) 養護相談の理由別対応状況(全児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐 待	その他		
児童福祉施設に入所	2	1	0	10	123	57	22	215
里 親 委 託	0	2	0	7	16	7	8	40
面 接 指 導	59	33	20	220	14,225	2,523	821	17,901
そ の 他	5	5	2	8	1,148	164	143	1,475
計	66	41	22	245	15,512	2,751	994	19,631

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	1,005	164	1,719	188	673	21	1	236	83	9,964	622	836	15,512

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	6,179	712	7,680	55	886	15,512

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	304	8	2,105	884	447	2,864
3～学齢前児童	631	29	2,436	961	821	3,917
小 学 生	1,248	59	3,000	1,234	828	5,135
中 学 生	748	40	1,287	490	322	2,397
高校生・その他	390	23	662	248	124	1,199
計	3,321	159	9,490	3,817	2,542	15,512

(工) 児童虐待防止法関係

(単位：件)

	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	保護者 指導勧告	親権停止 審判	全部制限
件 数	15,505	0	2	0	17	2	2	1

ウ 親権・後見人関係

(単位：件)

	管理権喪失審判の 請求	親権喪失審判 取消しの請求	親権停止審判 取消しの請求	管理権喪失審判 取消しの請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	0	0	0	0	2	0
承認件数	0	0	0	0	4	0

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(全児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	35,163	2,148	790	247	4,448	785	790	654	3,715	0	301	1,081	6,100	93
(再掲)児童虐待	24,654	841	525	163	515	42	491	292	2,220	0	207	614	4,584	47
保 護 者	155,247	78	19	27	0	0	0	0	22,124	0	39	647	23,819	44
(再掲)児童虐待	110,728	48	15	20	0	0	0	0	3,395	0	30	462	17,544	14
そ の 他	318,753	128	11	31	0	0	0	0	14,931	0	26	875	43,083	305
(再掲)児童虐待	214,466	77	8	24	0	0	0	0	7,486	0	16	591	32,449	142
計	509,163	2,354	820	305	4,448	785	790	654	40,770	0	366	2,603	73,002	442
(再掲)児童虐待	349,848	966	548	207	515	42	491	292	13,101	0	253	1,667	54,577	203

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	214	155,043
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	33	29,164

中央児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)													
	福祉事務所	児童委員	その他	保健所等	学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	550	1	103	2	80	1	0	1	465	168	46	50	2,393	6	14	1	743
女	262	2	87	0	63	0	0	1	322	132	27	32	1,672	9	11	1	564
計	812	3	190	2	143	1	0	2	787	300	73	82	4,065	15	25	2	1,307
構成比%	20.0%	0.1%	4.7%	0.2%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	19.4%	7.4%	1.8%	2.0%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(中央児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談						非行相談				育成相談				その他の相談				計
	児童虐待	その他	その他	その他	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	その他	その他	その他			
0歳	156	123	33	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	12	174		
1歳	142	120	22	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	25	175		
2歳	147	124	23	0	31	0	0	1	30	0	0	0	0	0	5	1	0	0	4	14	197		
3歳	133	117	16	0	87	0	0	0	86	1	0	0	0	0	7	2	0	0	5	26	253		
4歳	141	127	14	0	81	0	0	0	79	2	0	0	0	0	12	6	0	0	6	26	260		
5歳	127	110	17	0	97	0	0	0	96	1	0	0	0	0	5	4	0	0	1	25	254		
6歳	128	102	26	0	46	0	0	1	42	3	1	0	0	0	4	3	1	0	0	20	199		
7歳	136	113	23	0	73	0	0	0	69	4	2	0	0	0	8	2	0	0	6	20	239		
8歳	122	99	23	0	44	0	0	0	42	2	3	2	1	9	7	1	0	0	17	195			
9歳	136	113	23	0	19	0	0	0	18	0	0	0	0	15	9	2	0	0	21	191			
10歳	127	110	17	0	27	2	0	0	24	1	3	1	2	16	11	3	0	0	18	191			
11歳	162	135	27	0	61	0	0	0	51	9	7	3	4	19	11	3	0	0	21	270			
12歳	136	110	26	1	70	1	0	0	67	2	13	9	4	33	23	7	0	0	23	276			
13歳	122	101	21	0	71	1	0	0	67	1	11	3	8	40	28	6	0	0	30	274			
14歳	107	82	25	1	50	0	0	0	48	2	7	5	2	24	16	4	0	0	10	199			
15歳	138	101	37	0	39	0	0	0	39	0	8	8	0	19	15	2	0	0	17	221			
16歳	110	79	31	0	47	0	0	0	44	3	10	10	0	18	13	1	0	0	13	198			
17歳	79	59	20	0	83	0	0	0	81	1	9	9	0	16	12	3	0	0	9	196			
18歳以上	30	10	20	0	54	0	0	0	54	0	1	1	0	2	2	0	0	0	16	103			
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	2,379	1,935	444	2	986	4	0	0	943	32	75	52	23	260	165	33	0	0	363	4,065			
構成比%	58.5%	47.6%	10.9%	0.0%	24.3%	0.1%	0.0%	0.0%	23.2%	0.8%	1.8%	1.3%	0.6%	6.4%	4.1%	0.8%	0.0%	0.0%	8.9%	100.0%			

(3) 相談内容別対応状況(中央児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べの家1指導 支援助託	市町村・ 指導致	福祉・ 事務所知	訓戒・ 誓約	児童福祉施設		指 定 療 養 機 関 支 援 託	里親 委託	法4所 第27条 第1項 第1致	障 害 児 施 設 等 の 約	そ の 他	計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 あ つ け 機 関 へ							入 所	通 所						
養護 相談	2,071	10	57	69	0	0	21	0	0	18	1	0	1	0	0	23	2,271
児童虐待 相談	1,716	5	41	63	0	0	18	0	0	10	0	0	0	0	0	8	1,861
その他の相談	355	5	16	6	0	0	3	0	0	8	1	0	1	0	0	15	410
保健 相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
障害 相談	813	3	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	3	121	946
肢体不自由 相談	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
視聴覚障害 相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等 相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害 相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
知的障害 相談	780	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	120	908
発達障害 相談	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
非行 相談	60	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	69
く犯行為等 相談	45	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	51
触法行為等 相談	15	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
育成 相談	235	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	254
性格行動 相談	146	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	159
不登校 相談	32	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
適性 相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ 相談	57	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	62
その他の相談	120	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	239	364
計	3,301	18	68	76	0	0	21	6	0	18	1	0	2	0	3	392	3,906
構成比%	84.5%	0.5%	1.7%	1.9%	0.0%	0.0%	0.5%	0.2%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	10.0%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(中央児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	10	7	0	18
里親委託	0	0	0	1	0	0	0	1
面接指導	13	9	0	39	1,762	256	59	2,138
その他	2	1	0	0	89	13	9	114
計	15	10	0	41	1,861	276	68	2,271

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	124	19	284	26	68	5	0	32	16	1,087	102	98	1,861

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	751	78	959	9	64	1,861

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	58	1	245	81	45	349
3～学齢前児童	103	3	254	100	80	440
小学生	159	20	380	107	99	658
中学生	80	6	146	60	33	265
高校生・その他	49	2	85	35	13	149
計	449	32	1,110	383	270	1,861

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(中央児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	4,928	311	195	29	615	107	132	119	1,029	0	63	196	1,251	33
(再掲)児童虐待	3,418	123	128	15	68	8	87	61	544	0	53	116	1,072	22
保 護 者	18,447	10	3	4	0	0	0	0	2,500	0	7	106	3,896	10
(再掲)児童虐待	12,759	10	3	4	0	0	0	0	321	0	7	81	2,968	3
そ の 他	39,849	12	0	3	0	0	0	0	2,215	0	2	199	6,456	44
(再掲)児童虐待	25,025	6	0	3	0	0	0	0	1,217	0	2	96	4,795	15
計	63,224	333	198	36	615	107	132	119	5,744	0	72	501	11,603	87
(再掲)児童虐待	41,202	139	131	22	68	8	87	61	2,082	0	62	293	8,835	40

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	34	23,353
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	4	3,705

南 児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)																		
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援1	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	462	2	168	32	0	1,226	11	0	36	89	6	0	2	533	165	27	47	2,806	11	10	0	814
女	283	0	152	16	2	1,025	5	2	37	98	2	1	1	320	161	25	25	2,155	6	14	1	631
計	745	2	320	48	2	2,251	16	2	73	187	8	1	3	853	326	52	72	4,961	17	24	1	1,445
構成比%	15.0%	0.0%	6.5%	1.0%	0.0%	45.4%	0.3%	0.0%	1.5%	3.8%	0.2%	0.0%	0.1%	17.2%	6.6%	1.0%	1.5%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(南児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談					非行相談					育成相談				その他の相談				計
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	その他の相談	
0歳	215	144	71	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	17	238	
1歳	210	161	49	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	14	238	
2歳	205	155	50	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	17	258	
3歳	236	169	67	0	100	0	0	0	1	98	1	0	0	0	2	0	0	0	0	2	19	357	
4歳	221	157	64	1	66	0	0	0	0	64	2	0	0	0	5	1	0	0	0	4	18	311	
5歳	216	156	60	0	89	0	0	0	1	88	0	0	0	0	3	0	1	0	0	2	24	332	
6歳	201	151	50	0	53	0	0	0	0	53	0	0	0	0	5	2	0	0	0	3	11	270	
7歳	190	143	47	0	54	0	0	0	0	53	1	2	1	1	6	4	2	0	0	0	20	272	
8歳	165	120	45	2	49	0	0	0	0	46	3	1	1	0	10	10	0	0	0	0	10	237	
9歳	168	126	42	1	15	0	0	0	0	15	0	4	4	0	13	8	3	0	0	2	8	209	
10歳	167	120	47	0	15	0	0	0	0	15	0	1	1	0	11	8	1	0	0	2	11	205	
11歳	209	158	51	0	36	0	0	0	0	35	1	9	6	3	21	15	6	0	0	0	13	288	
12歳	198	138	60	0	56	1	0	0	0	54	1	15	7	8	24	15	8	0	0	1	12	305	
13歳	222	144	78	0	56	0	0	0	0	53	2	37	11	26	26	13	8	0	0	5	19	360	
14歳	184	115	69	0	49	0	0	0	0	47	2	35	17	18	24	18	5	0	1	15	307		
15歳	140	94	46	0	34	0	0	0	0	34	0	11	9	2	17	10	7	0	0	11	213		
16歳	138	87	51	1	37	0	0	0	0	35	2	6	6	0	14	12	2	0	0	13	209		
17歳	114	72	42	0	89	0	0	0	0	89	0	7	7	0	9	8	1	0	0	9	228		
18歳以上	38	13	25	0	45	0	0	0	0	45	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	39	124	
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	3,437	2,423	1,014	6	891	1	0	0	3	871	16	128	70	58	199	126	44	0	29	300	4,961		
構成比%	69.3%	48.8%	20.4%	0.1%	18.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	17.6%	0.3%	2.6%	1.4%	1.2%	4.0%	2.5%	0.9%	0.0%	0.6%	6.0%	100.0%		

(3) 相談内容別対応状況(南児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べの家1指導委託	市町村・指定導	福祉・事務通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定期間達支援助託	里親委託	法4号27条第1項裁判致	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	2,987	8	55	56	0	0	64	0	0	0	0	0	9	0	0	124	3,332
児童虐待相談	2,142	4	37	46	0	0	64	0	0	0	0	0	1	0	0	46	2,355
その他の相談	845	4	18	10	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	78	977
保健相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
障害相談	756	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	116	881
肢体不自由相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
知的障害相談	740	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	116	859
発達障害相談	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
非行相談	91	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	20	120
く犯行為等相談	61	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	65
触法行為等相談	30	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	18	55
育成相談	186	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	196
性格行動相談	118	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	123
不登校相談	40	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	44
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29
その他の相談	123	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	175	302
計	4,149	12	65	60	0	0	65	0	0	0	0	0	9	2	4	441	4,837
構成比%	85.8%	0.2%	1.3%	1.2%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	9.1%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(南児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	15	8	5	29
里親委託	0	1	0	1	1	4	2	9
面接指導	2	5	1	24	2,183	519	316	3,050
その他	1	1	0	0	156	36	50	244
計	3	7	1	26	2,355	567	373	3,332

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	147	28	289	30	53	3	0	45	20	1,502	107	131	2,355

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	974	113	1,133	5	130	2,355

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	34	2	334	152	65	435
3～学齢前児童	87	3	407	152	141	638
小学生	198	12	435	193	128	773
中学生	114	6	189	69	36	345
高校生・その他	51	3	92	36	18	164
計	484	26	1,457	602	388	2,355

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(南児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	5,826	243	81	14	546	144	107	114	365	0	23	112	756	5
(再掲)児童虐待	3,912	94	55	8	46	2	53	48	203	0	15	38	456	1
保 護 者	21,210	10	4	4	0	0	0	0	2,896	0	2	106	2,847	4
(再掲)児童虐待	14,347	7	4	2	0	0	0	0	520	0	2	67	1,863	0
そ の 他	48,025	18	4	8	0	0	0	0	1,696	0	3	89	5,290	9
(再掲)児童虐待	31,682	6	2	5	0	0	0	0	746	0	3	56	3,276	2
計	75,061	271	89	26	546	144	107	114	4,957	0	28	307	8,893	18
(再掲)児童虐待	49,941	107	61	15	46	2	53	48	1,469	0	20	161	5,595	3

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	24	25,294
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	2	4,337

川越児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)														
	福祉事務所	児童委員	その他	保健所等	学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談	
男	710	3	119	9	0	37	34	0	2	575	177	26	79	3,075	10	16	0	803
女	362	1	129	2	0	29	37	1	0	343	166	27	25	2,155	6	4	0	630
計	1,072	4	248	11	0	66	71	1	2	918	343	53	104	5,230	16	20	0	1,433
構成比%	20.5%	0.1%	4.7%	0.2%	0.0%	1.3%	1.4%	0.0%	0.0%	17.6%	6.6%	1.0%	2.0%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(川越児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談					非行相談					育成相談				その他の相談				計
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	その他	その他	その他	その他			
0歳	207	158	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	4	25	237			
1歳	185	150	35	0	7	0	0	1	6	0	0	0	0	4	0	0	0	4	18	214			
2歳	203	162	41	1	47	0	0	0	46	1	0	0	0	4	0	0	0	4	36	291			
3歳	208	184	24	0	80	0	0	1	79	0	0	0	0	8	2	0	0	6	36	332			
4歳	189	169	20	1	80	1	0	3	76	0	0	0	0	9	1	0	0	8	41	320			
5歳	192	170	22	1	87	0	0	1	86	0	0	0	0	4	1	0	0	3	32	316			
6歳	196	168	28	0	54	1	0	0	53	0	0	0	0	7	3	0	0	4	24	281			
7歳	168	153	15	0	64	1	0	0	63	0	1	0	1	13	8	0	0	5	16	262			
8歳	142	124	18	0	77	0	0	1	75	1	7	5	2	20	12	1	0	7	24	270			
9歳	167	141	26	0	30	0	0	1	29	0	5	4	1	18	8	2	0	8	24	244			
10歳	181	151	30	0	27	0	0	2	25	0	5	4	1	20	14	2	0	4	22	255			
11歳	194	164	30	0	73	1	0	0	69	3	8	3	5	39	32	0	0	7	20	334			
12歳	167	137	30	1	91	0	0	0	87	4	10	5	5	29	25	1	0	3	17	315			
13歳	152	122	30	0	93	0	0	0	91	2	6	3	3	57	42	8	0	7	21	329			
14歳	189	159	30	1	65	0	0	0	63	2	19	14	5	37	33	4	0	19	330				
15歳	143	123	20	0	45	0	0	0	45	0	17	15	2	38	30	6	0	13	256				
16歳	120	92	28	1	71	0	0	0	69	2	13	13	0	25	22	2	1	19	249				
17歳	105	84	21	1	152	0	0	1	147	4	5	4	1	24	23	1	0	14	301				
18歳以上	25	11	14	0	55	1	0	0	54	0	1	1	0	0	0	0	0	13	94				
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	3,133	2,622	511	7	1,198	5	0	11	1,163	19	97	71	26	361	257	27	1	76	434	5,230			
構成比%	59.9%	50.1%	9.8%	0.1%	22.9%	0.1%	0.0%	0.2%	22.2%	0.4%	1.9%	1.4%	0.5%	6.9%	4.9%	0.5%	0.0%	1.5%	8.3%	100.0%			

(3) 相談内容別対応状況(川越児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べ・家1指導委託	市町村・指導	福祉・事・務通	訓戒・誓約	児童福祉施設		医療機関 発達支援	里親委託	法4号 第27条 第1項 第1項	障害児施設等 への入	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつ つせ 機関							入所	通所						
養護相談	2,510	18	66	71	0	0	252	1	0	0	0	0	7	0	0	95	3,065
児童虐待相談	2,090	16	62	68	0	0	252	0	0	0	0	0	2	0	0	65	2,581
その他の相談	420	2	4	3	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	30	484
保健相談	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7
障害相談	989	10	2	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	10	150	1,190
肢体不自由相談	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	2	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	19
知的障害相談	970	0	1	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	148	1,147
発達障害相談	16	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	19
非行相談	73	4	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	92
く犯行為等相談	55	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	67
触法行為等相談	18	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	25
育成相談	337	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	365	
性格行動相談	245	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	259
不登校相談	24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	27
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	67	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	78
その他の相談	102	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326	432
計	4,016	39	80	77	0	0	252	30	0	0	0	0	7	1	10	593	5,151
構成比%	78.0%	0.8%	1.6%	1.5%	0.0%	0.0%	4.9%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	11.5%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(川越児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	1	0	6	26	5	7	45
里親委託	0	1	0	1	2	1	2	7
面接指導	10	3	0	50	2,168	306	57	2,594
その他	0	2	0	5	385	17	10	419
計	10	7	0	62	2,581	329	76	3,065

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	157	31	287	41	152	4	0	44	12	1,646	62	145	2,581

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	1,065	105	1,272	16	123	2,581

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	44	2	352	172	66	464
3～学齢前児童	85	4	446	190	141	676
小学生	219	11	500	230	128	858
中学生	134	13	195	85	54	396
高校生・その他	75	2	84	35	26	187
計	557	32	1,577	712	415	2,581

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(川越児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	5,555	330	191	35	756	130	112	87	401	0	71	161	1,114	1
(再掲)児童虐待	4,140	152	143	23	85	4	80	38	309	0	68	136	805	0
保護者	30,329	6	2	3	0	0	0	0	4,206	0	4	100	4,643	0
(再掲)児童虐待	23,143	5	2	2	0	0	0	0	623	0	4	77	3,621	0
その他	61,050	22	0	6	0	0	0	0	2,272	0	3	190	9,340	75
(再掲)児童虐待	44,424	18	0	5	0	0	0	0	1,137	0	3	149	7,636	60
計	96,934	358	193	44	756	130	112	87	6,879	0	78	451	15,097	76
(再掲)児童虐待	71,707	175	145	30	85	4	80	38	2,069	0	75	362	12,062	60

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	19	24,822
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	6	4,729

所沢児童相談所

(1) 経路別受付状況

	都道府県・市町村										(再掲)				(単位：件)							
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚		近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談
男	710	0	130	20	0	1,315	7	0	29	75	3	0	0	621	201	35	68	3,214	9	11	7	1,009
女	414	0	120	12	0	1,106	2	0	24	110	10	0	0	430	150	42	38	2,458	9	16	3	816
計	1,124	0	250	32	0	2,421	9	0	53	185	13	0	0	1,051	351	77	106	5,672	18	27	10	1,825
構成比%	19.8%	0.0%	4.4%	0.6%	0.0%	42.7%	0.2%	0.0%	0.9%	3.3%	0.2%	0.0%	0.0%	18.5%	6.2%	1.4%	1.9%	100.0%				

(3) 相談内容別対応状況(所沢児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べ・家1指導委託	市町村・指定導	福祉・社務所	訓戒・誓約	児童福祉施設		医療機関 発達支援	里親委託	法4号 第27条 第1項 第1項	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	3,206	31	69	67	0	0	0	3	0	0	0	0	6	0	0	135	3,550
児童虐待相談	2,571	19	51	61	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	73	2,794
その他の相談	635	12	18	6	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	62	756
保健相談	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
障害相談	1,116	5	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	5	158	1,305
肢体不自由相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
知的障害相談	1,108	2	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	2	158	1,290
発達障害相談	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
非行相談	97	3	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	114
く犯行為等相談	68	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	80
触法行為等相談	29	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	34
育成相談	311	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	337
性格行動相談	207	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	226
不登校相談	41	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	43
適性相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
育児・しつけ相談	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	66
その他の相談	105	1	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	202	314
計	4,837	44	91	68	0	0	0	26	0	0	0	0	6	1	5	510	5,625
構成比%	86.0%	0.8%	1.6%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	9.1%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(所沢児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	0	14	16	3	33
里親委託	0	0	0	1	5	0	0	6
面接指導	8	3	2	29	2,641	493	130	3,306
その他	0	1	0	0	134	36	34	205
計	8	4	2	30	2,794	545	167	3,550

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	166	33	308	40	130	0	0	26	17	1,791	140	143	2,794

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	1,172	99	1,376	5	142	2,794

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	48	1	356	159	88	493
3～学齢前児童	107	8	439	189	152	706
小学生	233	7	537	243	123	900
中学生	161	6	236	100	52	455
高校生・その他	89	4	123	53	24	240
計	638	26	1,691	744	439	2,794

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(所沢児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	6,825	546	186	47	883	145	153	112	523	0	67	142	961	16
(再掲)児童虐待	4,637	206	112	19	132	3	100	50	309	0	11	48	659	8
保 護 者	28,538	16	1	2	0	0	0	0	3,580	0	2	55	3,752	5
(再掲)児童虐待	18,995	2	0	0	0	0	0	0	270	0	0	24	2,314	1
そ の 他	60,947	30	1	2	0	0	0	0	2,133	0	10	56	6,688	93
(再掲)児童虐待	38,389	21	0	1	0	0	0	0	1,087	0	2	29	4,567	38
計	96,310	592	188	51	883	145	153	112	6,236	0	79	253	11,401	114
(再掲)児童虐待	62,021	229	112	20	132	3	100	50	1,666	0	13	101	7,540	47

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	58	26,859
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	8	6,844

熊谷児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村										(再掲)										
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校等	里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	537	0	111	6	0	1,069	15	0	23	32	0	4	480	120	24	62	2,483	6	11	2	650
女	319	0	97	7	0	883	4	0	28	21	1	0	322	112	24	39	1,857	7	10	0	555
計	856	0	208	13	0	1,952	19	0	51	53	1	4	802	232	48	101	4,340	13	21	2	1,205
構成比%	19.7%	0.0%	4.8%	0.3%	0.0%	45.0%	0.4%	0.0%	1.2%	1.2%	0.0%	0.1%	18.5%	5.3%	1.1%	2.3%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(熊谷児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談					非行相談					育成相談				その他の相談				計
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	その他の相談	その他の相談	その他の相談				
0歳	170	117	53	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	39	212			
1歳	162	129	33	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	35	202			
2歳	153	127	26	0	27	0	0	1	22	4	0	0	5	0	0	0	0	5	43	228			
3歳	143	126	17	0	45	0	0	1	43	1	0	0	11	3	0	0	0	8	28	227			
4歳	163	127	36	0	45	0	0	1	43	0	0	0	6	1	0	0	0	5	45	259			
5歳	128	107	21	0	87	0	0	0	84	3	0	0	6	1	0	0	0	5	22	243			
6歳	144	117	27	0	45	0	0	0	45	0	0	0	14	6	0	0	0	8	22	225			
7歳	157	134	23	0	73	0	0	3	67	3	0	0	13	6	2	0	0	5	19	262			
8歳	109	95	14	0	56	0	0	0	54	2	3	0	7	3	1	0	0	3	21	196			
9歳	121	97	24	0	17	0	0	0	13	4	2	0	6	3	1	0	0	2	25	171			
10歳	149	118	31	1	32	0	0	0	28	4	1	0	12	8	2	0	0	2	23	218			
11歳	141	119	22	0	47	0	0	0	41	6	4	3	1	9	3	0	0	8	17	229			
12歳	160	129	31	0	71	0	0	0	58	13	14	5	9	13	2	0	0	9	23	292			
13歳	147	113	34	1	73	0	0	0	68	5	22	8	14	15	8	0	0	2	20	288			
14歳	151	114	37	4	58	0	0	0	53	5	8	5	3	11	6	0	0	4	20	262			
15歳	118	84	34	2	47	0	0	0	44	3	13	12	1	9	5	1	4	28	227				
16歳	106	80	26	4	59	0	0	0	52	7	6	6	0	7	0	0	0	10	192				
17歳	99	77	22	5	145	0	0	0	141	4	3	3	0	9	1	0	0	25	286				
18歳以上	31	12	19	0	65	0	0	0	64	1	1	0	1	1	0	0	0	23	121				
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	2,552	2,022	530	17	997	0	0	2	925	65	77	42	35	104	31	1	73	488	4,340				
構成比%	58.8%	46.6%	12.2%	0.4%	23.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.3%	1.5%	1.8%	1.0%	0.8%	2.4%	0.7%	0.0%	1.7%	11.2%	100.0%				

(3) 相談内容別対応状況(熊谷児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べの家1家庭支援委託	市町村・指定導	福祉・事務通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定期間発達支援委託	里親委託	法4号第27条第1項裁判致	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	2,115	3	5	39	0	0	201	0	0	0	29	0	14	0	0	56	2,462
児童虐待相談	1,688	1	2	37	0	0	197	0	0	16	0	0	8	0	0	8	1,957
その他の相談	427	2	3	2	0	0	4	0	0	13	0	0	6	0	0	48	505
保健相談	13	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	16
障害相談	819	7	0	0	0	0	0	35	0	1	0	0	0	0	7	133	1,002
肢体不自由相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
重症心身障害相談	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
知的障害相談	758	2	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	2	129	925
発達障害相談	58	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4	64
非行相談	66	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	74
く犯行為等相談	34	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	40
触法行為等相談	32	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	34
育成相談	174	1	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	27	207
性格行動相談	85	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14	102
不登校相談	26	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	31
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	62	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	73
その他の相談	157	0	71	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	258	487
計	3,344	11	81	39	0	0	202	37	0	32	0	0	14	0	7	481	4,248
構成比%	78.7%	0.3%	1.9%	0.9%	0.0%	0.0%	4.8%	0.9%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	11.3%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(熊谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	2	0	0	1	16	7	3	29
里親委託	0	0	0	3	8	2	1	14
面接指導	5	4	12	21	1,691	317	73	2,123
その他	0	0	2	1	242	33	18	296
計	7	4	14	26	1,957	359	95	2,462

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	146	23	181	21	79	4	1	32	7	1,346	23	94	1,957

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	823	112	934	7	81	1,957

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	44	2	249	100	69	364
3～学齢前児童	78	7	287	115	93	465
小学生	148	4	402	173	109	663
中学生	73	2	177	75	56	308
高校生・その他	41	7	97	36	12	157
計	384	22	1,212	499	339	1,957

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(熊谷児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	3,388	201	20	5	588	77	78	66	384	0	14	58	392	9
(再掲)児童虐待	2,333	45	14	4	68	5	53	19	260	0	14	55	357	2
保 護 者	13,780	6	5	6	0	0	0	0	3,929	0	1	122	1,222	2
(再掲)児童虐待	10,081	5	4	6	0	0	0	0	1,028	0	1	104	1,051	0
そ の 他	29,970	19	2	5	0	0	0	0	3,506	0	2	131	2,701	46
(再掲)児童虐待	20,087	12	2	4	0	0	0	0	1,884	0	2	107	2,083	18
計	47,138	226	27	16	588	77	78	66	7,819	0	17	311	4,315	57
(再掲)児童虐待	32,501	62	20	14	68	5	53	19	3,172	0	17	266	3,491	20

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	18	16,182
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	8	5,537

越谷児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			学校等						(再掲)							
	福祉事務所	児童委員	その他	保健所等	学校	教育委員会等	里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	550	4	120	0	63	16	0	511	145	10	39	2,618	11	10	0	551	
女	302	1	109	0	56	5	0	350	142	18	18	1,966	10	4	0	449	
計	852	5	229	0	119	21	0	861	287	28	57	4,584	21	14	0	1,000	
構成比%	18.6%	0.1%	5.0%	0.0%	2.6%	0.5%	0.0%	18.8%	6.3%	0.6%	1.2%	100.0%					

(4) 養護相談の理由別対応状況(越谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	21	8	3	33
里親委託	0	0	0	0	0	0	3	3
面接指導	9	5	2	26	2,071	338	129	2,580
その他	2	0	0	1	95	9	6	113
計	11	5	2	28	2,187	355	141	2,729

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	150	19	216	16	115	5	0	35	5	1,427	91	108	2,187

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	747	113	1,042	8	277	2,187

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	53	0	288	103	65	406
3～学齢前児童	109	1	327	107	128	565
小学生	164	3	379	131	123	669
中学生	102	4	216	52	55	377
高校生・その他	49	2	102	26	17	170
計	477	10	1,312	419	388	2,187

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(越谷児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	5,376	252	35	20	667	107	130	114	534	0	26	237	1,187	27
(再掲)児童虐待	3,998	74	22	10	79	7	70	51	346	0	26	142	937	13
保 護 者	26,998	21	2	4	0	0	0	0	2,827	0	11	65	5,335	20
(再掲)児童虐待	20,651	17	2	2	0	0	0	0	268	0	11	51	4,350	8
そ の 他	43,925	10	4	4	0	0	0	0	1,585	0	4	83	9,083	16
(再掲)児童虐待	31,009	10	4	4	0	0	0	0	656	0	4	61	7,476	8
計	76,299	283	41	28	667	107	130	114	4,946	0	41	385	15,605	63
(再掲)児童虐待	55,658	101	28	16	79	7	70	51	1,270	0	41	254	12,763	29

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	33	20,726
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	4	2,108

草加児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)															
	福祉事務所	児童委員	その他	保健所等	学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談		
男	379	0	125	1	0	21	66	9	1	0	385	91	8	29	1,889	10	3	0	529
女	222	1	125	2	0	17	73	7	0	0	233	107	12	29	1,603	9	8	1	420
計	601	1	250	3	0	38	139	16	1	0	618	198	20	58	3,492	19	11	1	949
構成比%	17.2%	0.0%	7.2%	0.1%	0.0%	1.1%	4.0%	0.5%	0.0%	0.0%	17.7%	5.7%	0.6%	1.7%	100.0%				

(3) 相談内容別対応状況(草加児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べ・家1指導委託	市町村・指導	福祉・事務	訓戒・誓約	児童福祉施設		医療機関 発達支援	里親委託	法4号 第27条 第1項 第4号 第1項 第1項	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	2,009	21	80	32	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	44	2,222
児童虐待相談	1,626	18	65	31	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	9	1,777
その他の相談	383	3	15	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	35	445
保健相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
障害相談	533	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	81	621
肢体不自由相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	6
知的障害相談	528	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	606
発達障害相談	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	7
非行相談	46	2	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	63
く犯行為等相談	29	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	38
触法行為等相談	17	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25
育成相談	221	4	4	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	12	243
性格行動相談	143	4	4	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7	160
不登校相談	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	36
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	46
その他の相談	86	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	213
計	2,897	30	96	36	0	0	7	2	0	0	29	0	0	0	3	264	3,364
構成比%	86.1%	0.9%	2.9%	1.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	7.8%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(草加児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	0	21	6	1	28
里親委託	0	0	0	0	0	0	0	0
面接指導	12	4	3	31	1,709	294	57	2,110
その他	0	0	0	1	47	20	16	84
計	12	4	3	32	1,777	320	74	2,222

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	115	11	154	14	76	0	0	22	6	1,165	97	117	1,777

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	647	92	964	5	69	1,777

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	23	0	281	117	49	353
3～学齢前児童	62	3	276	108	86	427
小学生	127	2	367	157	118	614
中学生	84	3	128	49	36	251
高校生・その他	36	3	79	27	14	132
計	332	11	1,131	458	303	1,777

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(草加児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	3,265	265	82	97	393	75	78	42	479		37	175	439	2
(再掲)児童虐待	2,216	147	51	84	37	13	48	25	249		20	79	298	1
保 護 者	15,945	9	2	4	0	0	0	0	2,186		12	93	2,124	3
(再掲)児童虐待	10,752	2	0	4	0	0	0	0	365		5	58	1,377	2
そ の 他	34,987	17	0	3	0	0	0	0	1,524		2	127	3,525	22
(再掲)児童虐待	23,850	4	0	2	0	0	0	0	759		0	93	2,616	1
計	54,197	291	84	104	393	75	78	42	4,189	0	51	395	6,088	27
(再掲)児童虐待	36,818	153	51	90	37	13	48	25	1,373	0	25	230	4,291	4

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	28	17,807
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	1	1,904

3 診 断

(1) 医学的診察件数

(単位：件)

	中 央	南	川 越	所 沢	熊 谷	越 谷	草 加
精 神 科	116	127	146	162	218	40	46
小 児 科	143	102	20	163	16	105	48
計	259	229	166	325	234	145	94

(2) 各種証明書発行件数

(単位：件)

	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
特別児童扶養手当認定診断書	172	176	214	279	164	180	118	1,303
重 度 認 定 書	0	5	12	3	4	10	3	37
各 種 証 明 書	144	148	153	199	116	147	112	1,019
計	316	329	379	481	284	337	233	2,359

(3) 療育手帳判定実施状況

(単位：件)

児相	最重度	重 度	中 度	軽 度	非該当	合計	(再掲) 取下げ
中央	62	79	120	262	59	582	1
南	52	77	90	187	47	453	9
川越	98	126	144	311	57	736	9
所沢	84	154	169	341	55	803	16
熊谷	64	81	118	245	32	540	3
越谷	57	98	126	277	62	620	21
草加	39	56	84	178	20	377	19
合計	456	671	851	1801	332	4,111	141

4 里親委託

(1) 里親数

(単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
登録里親数	前年度末現在	92	92	97	147	94	56	44	622
	新規登録	3	15	15	29	4	12	10	88
	登録取消	5	8	6	14	5	1	7	46
	年度末現在	90	99	106	162	93	67	47	664
委託里親数	前年度末現在	29	33	37	52	28	15	10	204
	新規委託	2	7	9	9	4	3	2	36
	委託終了	4	7	10	12	5	4	3	45
	年度末現在	27	33	36	49	27	14	9	195

(2) 委託児童数 (()内はファミリーホームの児童数を別掲)

(単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
前年度末委託児童数		32 (12)	38 (9)	42 (16)	61 (7)	28 (27)	16 (10)	14 (6)	231 (87)
新規委託児童数		4 (3)	8 (5)	15 (3)	11 (.0)	10 (8)	7 (2)	5 (.0)	60 (21)
	児童福祉施設から受託	3 (1)	4 (1)	6	5	1 (2)	3 (1)	2	24 (5)
	家庭から受託	1 (1)	4	5 (1)	4	1 (1)	2		17 (3)
	その他	(1)	(4)	4 (2)	2	8 (5)	2 (1)	3	19 (13)
委託終了児童数		7 (5)	9 (.0)	17 (2)	16 (.0)	9 (8)	8 (2)	8 (.0)	74 (17)
	解除	5 (4)	7 (.0)	11 (2)	14 (.0)	5 (6)	4 (.0)	5 (.0)	51 (12)
	家庭引取り	1	5	4	5	1 (1)			16 (1)
	普通養子縁組								0 (0)
	特別養子縁組	1		2	3	1	2	3	12 (0)
	18歳に達したため	1 (1)			3	1	2	1	8 (1)
	逃亡								0 (0)
	死亡								0 (0)
	就職					(2)			0 (2)
	その他	2 (3)	2	5 (2)	3	2 (3)		1	15 (8)
	変更	2 (1)	2 (.0)	6 (.0)	2 (.0)	4 (2)	4 (2)	3 (.0)	23 (5)
	児童福祉施設に入所	(1)		2		1 (2)			3 (3)
	他の里親に委託	1	2	4	2	1	4 (2)	3	17 (2)
	その他	1				2			3 (.0)
年度末委託児童数		29 (10)	37 (14)	40 (17)	56 (7)	29 (27)	15 (10)	11 (6)	217 (91)

(3) 年齢階級別委託児童数 (()内はファミリーホームの児童数を別掲) (単位：人)

年齢	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
0歳		1			1	1		3 (.0)
1歳		2	2	1	1	1 (1)	2	9 (1)
2歳			1	3	3	1	1	9 (.0)
3歳	2	3	3	5	2		1	16 (.0)
4歳	2	1	3	7	1	1	2	17 (.0)
5歳	3	1	4	4 (1)	1	2	(1)	15 (2)
6歳	3	3	6	1 (1)	1 (2)		1	15 (3)
7歳		2	(4)	5 (1)	3 (3)	1 (2)		11 (10)
8歳	2	4 (3)	1	1 (1)	(2)	1	(1)	9 (7)
9歳		3 (2)	2	3	1	(3)		9 (5)
10歳	2 (1)	2 (2)	(2)	3		1 (1)		8 (6)
11歳	3	3 (1)	2 (1)	2	2 (1)			12 (3)
12歳	3	3 (1)	3 (2)		1 (4)	1 (2)	2 (1)	13 (10)
13歳	1 (3)		1 (2)	3	1 (1)	2		8 (6)
14歳	1	2	2 (1)	5	1 (3)			11 (4)
15歳	3 (3)	2 (3)	2 (2)	7 (1)	3 (2)	2 (1)		19 (12)
16歳	1	(1)	4	3	1 (5)		(2)	9 (8)
17歳	2 (1)	2	2 (3)	2 (2)	4 (2)		2 (1)	14 (9)
18歳	1 (2)	2 (1)			2 (1)	1		6 (4)
19歳		1	2	1	(1)			4 (1)
計	29 (10)	37 (14)	40 (17)	56 (7)	29 (27)	15 (10)	11 (6)	217 (91)

福祉行政報告例第57表より

5 児童虐待防止対策事業

(1) 児童相談所における市町村職員実務研修等実績

ア 市町村担当者に対する研修

児相	研修の名称	実施延べ回数	参加人数	参 考			
				令和3年度		令和2年度	
				実施延べ回数	参加人数	実施延べ回数	参加人数
中央	管内市町児童福祉担当新任職員研修会 (書面により実施)(1回) 管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議(1回) 管内市町職員児童相談研修会(1回) 児童相談所における教員研修会(計4回)	7	47	5	2	4	2
南	管内児童福祉主管課長連絡会(書面開催)(1回) 管内3市実務者職員研修(計5回) キーパーソン養成研修(計2回)	8	15	10	42	9	28
川越	市町村新任児童相談担当職員等研修会(1回) 管内市町村児童虐待対応担当課長会議(ZOOM開催)(1回) 市町村新任児童相談担当職員等研修会(三会議傍聴研修)(1回)	3	71	11	100	9	89
所沢	管内市児童相談主管課長会議	1	18	1	25	1	—
熊谷	管内市町児童福祉主管課長会議(1回) 三会議(受理・診断・処遇会議)体験研修(計5回) 管内市町児童福祉担当者会議兼研修会(計2回) リスクアセスメント研修(計2回)	10	60	10	52	9	40
越谷	管内市町児童福祉担当主管課長会議(1回) 管内市町職員研修(2回) 三会議の見学研修(6回)	9	52	2	19	10	
草加	管内4市児童福祉担当主管課長会議(1回) 管内市三会議傍聴研修(計2回)	3	20	3	16	2	4
計		41	283	42	256	44	163

イ 三会議による研修（前記アから一部再掲あり）

児相	研 修 の 内 容	参加人数	参 考		
			R3	R2	R元
中央	三会議(受理・診断・処遇)見学 6/6~10/27 計4回 (児童相談所における教員研修 再掲)	8	2		2
南	三会議(受理・診断・処遇)の傍聴 11/24~3/9 計7回 (管内3市実務者職員研修 再掲) (キーパーソン養成研修 再掲)	15	24	18	22
川越	三会議(受理・診断・処遇)の傍聴 9/8 計1回 (市町村新任児童相談担当職員等研修会 再掲)	23	28	24	30
所沢					13
熊谷	三会議(受理・診断・処遇)の見学 9/1~9/29 計5回 (三会議体験研修 再掲)	17	10	13	13
越谷	三会議の見学参加 12/8~2/9 計6回 (三会議の見学研修 再掲)	18			9
草加	三会議(受理・診断・処遇)の傍聴 7/7~7/14 計2回 (管内市三会議傍聴研修 再掲)	7	5	4	27
計		88	69	59	116

ウ セミナー・講演会形式・主任児童委員を対象とした研修

児相	実施日	研修名	主な内容	主な参加機関名	参加人数
川越	R4.8.9	令和4年度町内幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校及び教育指導室連携会議	講義「一時保護の機能と関係機関との連携について」 (講師：虐待相談指導、安全確認・市町村支援担当部長)	小川町小中高 校職員、教育相談室職員、保育園職員	16名

(2) 要保護児童対策地域協議会実施・参加状況

児 相	会議	開催参加回数		
		R4	R3	R2
中 央	代表者会議	8	7	7
	実務者会議	55	53	51
南	代表者会議	3	3	2
	実務者会議	56	56	56
川 越	代表者会議	17	17	16
	代表者・実務者会議		1	1
	実務者会議	90	89	82
所 沢	代表者会議	8	4	4
	実務者会議	68	45	63
熊 谷	代表者会議	11	5	3
	実務者会議	85	79	79
	臨時実務者会議		4	—
越 谷	代表者会議	6	6	(書面開催)
	実務者会議	42	40	39
草 加	代表者会議	4	4	4
	実務者会議	35	35	34
計	代表者会議	57	46	36
	代表者・実務者会議		1	1
	実務者会議(臨時を含む)	431	401	404
	会議合計	488	448	441

個別ケース検討会議参加回数

	参 加 回 数							合 計
	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
4 月	3	3	6	6	2	8	3	31
5 月	2	8	9	6	5	3	1	34
6 月	5	13	7	6	7	13	4	55
7 月	6	8	4	8	2	5	7	40
8 月	6	7	6	7	5	10	3	44
9 月	7	8	4	8	3	12	1	43
10月	10	7	8	11	5	4	6	51
11月	8	5	7	3	6	5	2	36
12月	8	4	7	10	2	6	2	39
1 月	5	4	6	3	1	3	3	25
2 月	13	6	6	5	6	11	3	50
3 月	14	11	9	7	12	13	10	76
合 計	87	84	79	80	56	93	45	524
R3合計	72	59	79	74	52	58	46	440
R2合計	70	64	85	127	79	46	33	504

(3) 関係機関との連絡会議

ア 警察等との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R4.11.18	警察署等と児童相談所との連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 中央児童相談所における虐待相談等の状況について 県及び警察本部の児童虐待施策並びに警察署と児童相談所との連携について 検察庁の児童虐待事案に対する取組状況等について 臨検捜索訓練について訓練映像等のDVD視聴 	管内警察署、県警本部少年課、さいたま地方検察庁
南	R4.7.26	令和4年度南児童相談所管内警察署等連絡会（新型コロナウイルスの影響により中止し、書面開催としたもの）	管内各警察署と南児相の相談・取扱状況の共有と情報交換	管内警察署（川口、蕨、武南）、さいたま地方検察庁、警察本部生活安全部少年課、こども安全課
川越	R4.10.12	児童相談所と管内警察署との連絡会議	管内警察署等との情報・意見交換及び協議	管内各警察署、県警本部少年課、さいたま地方検察庁及び同庁川越支部、県こども安全課
所沢	R4.10.21	警察署等と児童相談所との連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 情報交換 協議 	管内警察署 県警本部 さいたま地検
熊谷	R4.9.16	管内警察署等と児童相談所との連絡会	<ul style="list-style-type: none"> R3児童相談所の相談状況、警察通告受理と処理内容について 児童相談所と警察との連携について 検察庁の取組みについて 各警察署の児童虐待及び少年非行への対応状況について 協議・意見交換 	県警本部少年課 管内10か所のうち9警察署少年係等 さいたま地方検察庁及び同熊谷支部 こども安全課
越谷	R4.8.3	管内警察機関等と児童相談所との連絡会議	①令和3年度児童相談の概要について、②令和2、3年度警察通告件数、③児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要、④児童相談所からのFAXによる情報提供件数（さいたま地方検察庁資料）	管内5警察署、県警本部、さいたま地方検察庁、こども安全課 （コロナ感染防止の観点から、急遽、書面開催とした。）
草加	R4.10.5	管内警察機関等と児童相談所との連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の現況報告 各警察署等における少年非行・児童虐待通報等の状況について 協議・情報交換 	草加警察署、吉川警察署、さいたま地方検察庁及び同越谷支部、県警本部、こども安全課

イ 保健所・保健センター等保健機関との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R4.7.27	管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における児童相談の状況について ・児童相談所から管内市町への事案送致及び指導委託の状況について ・各市町等における虐待相談等の状況及び要保護児童対策地域協議会の運営状況について ・こんには赤ちゃん事業について ・里親委託の推進について 	管内市町児童福祉主管課 母子保健主管課 保健センター所長
	R4.11.24	令和4年度管内市町職員児童相談研修会(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談への対応について ・実務における留意点について 	管内市町児童福祉主管課 母子保健主管課 保健センター担当者
川越	R4.8.4	令和4年度管内市町村児童虐待対応担当課長会議 (再掲)	児相における虐待相談等の状況、児相からの連絡事項 各市町村における虐待対応等の状況、意見交換	管内市町村児童福祉主管課、保健センター

ウ その他の連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R5.2.8	令和4年度中央児童相談所里親委託等推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託の現状 	管内市町児童福祉主管課 里親支援専門相談員 里親
南	R4年8月	管内児童福祉主管課長連絡会 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・南児童相談所の組織及び令和3年度相談状況について ・各市の組織・相談状況及び要保護児童対策地域協議会の状況について 	南児相、川口市子育て相談課、蕨市児童福祉課、戸田市こども家庭支援室
	R4年12月	令和4年度南児童相談所里親委託等推進会議(書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託等の状況について ・各構成機関からの報告 	管内市児童福祉主管課、里親支援専門相談員、埼玉県里親会南はなみずき会、児相
川越	R4.12.14	家庭裁判所と児童相談所との連絡会議	家裁との情報・意見交換及び協議	家庭裁判所、川越児相 所沢児相
熊谷	R4.5.24	管内療育手帳業務連絡会議【Zoom】	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の進達手続き等の方法 	管内市町児童福祉主管課 10か所
越谷	R5.2.1	里親委託等推進会議	里親委託の状況、里親支援専門相談員活動状況、越谷さくらんぼの会及び県里親会の活動、管内市町の取組み	管内市町児童福祉主管課、里親委託専門相談員、越谷さくらんぼの会、管内児童養護施設

6 児童相談法的対応強化事業

児童虐待等の相談に際し、子供や家族に関する法律的な解釈や適用、児童福祉法に基づく家事審判に係る手続き等について、弁護士から専門的な助言・指導を受けることにより相談業務の適正化を図った。

	法 律 相 談				そ の 他 弁 護 士 活 動
	定 期		随 時		
中央	10日	19件	2回	2件	2日
南	11日	11件	8回	9件	3日
川越	9日	19件	9回	9件	3日
所沢	10日	18件	5回	5件	2日
熊谷	12日	12件	3回	3件	2日
越谷	10日	15件	4回	4件	2日
草加	8日	13件	4回	4件	0日
計	70日	107件	35回	36件	14日

7 地域・家族支援活動

児童相談所カウンセリング強化事業

児相	実 施 事 業	回数	実 施 日	参加者
南	MY TREEペアレンツ・プログラム	14	令和4年9月6日 ～5年3月7日	4 (内、修了者4)

注) 参加者数は、グループ参加人数。

8 職員研修等

注) 以下、参加人数は延べ人数。

(1) 中央児童相談所企画調整担当主催

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 童 相 談 所 合 同	児童相談所職員研修 オリエンテーション研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB	1	70
	新任職員基礎研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB 弁護士 松山馨氏	3	205
	保護担当新任職員研修	児童相談所職員	1	9
	児童相談所2年目職員研修	児童相談所職員	3	164
	児童相談所2年目職員研修(埼玉版機中八策)	NPO法人レジリエンス 西山さつき氏 明治学院大学教授 野末武義氏 ビヨンドザボーダー(株) 安藤 巨 氏		
	里親委託促進研修	児童相談所職員 埼玉県里親会理事 安齋純子氏	1	54
	保護担当性的虐待対応ガイドライン研修	児童相談所職員	1	8
	児童心理司1年目研修	児童相談所職員	2	38
	児童心理司2年目研修	児童相談所職員	2	29
	児童心理司3年目研修	児童相談所職員	2	16
	性的虐待対応ガイドライン研修	愛育研究所 山本恒雄氏	1	72
	性的虐待対応初期調査研修	愛育研究所 山本恒雄氏	1	27
	法的被害事実確認面接(NICHDプロトコル研修)	立命館大学教授 理化学研究所理事 仲真紀子氏	1	32
	チャレンジ学習会 心理支援知識・技術習得のための勉強会	児童相談所職員	通年	17
	オープン講座「低年齢児童の行動観察の視点、 プレイセラピーについて」	オフィス湯野代表 湯野貴子氏	1	50
	サインズ・オブ・セイフティ(SofS)を学ぶ 公開講座「明日からの仕事が楽しくなる SFAの面接技法」	児童相談所職員 目白大学心理学部教授 黒沢幸子氏	通年 1	9 18

(2) 所内研修

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
中央	新任職員所内研修	児童相談所職員	8	66
	ジェノグラム描き方研修	児童相談所職員	2	18
	PCIT紹介研修	武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏	1	33
	DV環境にさらされた子どもへの心理教育プログラム	武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏	1	22
南	新任職員所内研修	児童相談所職員	10	120
	所内実務講座	児童相談所職員	10	140
	心理G事例検討	児童相談所職員	3	36
川越	新規採用・新任職員所内研修	児童相談所職員	5	60
	グループ研修	児童相談所職員	10	144
	ライフストーリーワーク	立命館大学衣笠総合研究機構 徳永祥子氏	1	26
所沢	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	7	96
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義氏	3	52
	所内ミニ研修 ①電話対応について	児童相談所職員	1	14
	②負担金認定事務について		1	19
③心理判定について	1		21	
熊谷	新規採用・新任職員研修 「児相職員のためのセルフケア ～ヨガ体験でしなやかな心身を作る～」	児童相談所職員 ヨガスタジオ スーリャとスッカ インストラクター 長澤 友佳子氏	8	138
	「社会的養護におけるライフストーリーワーク」	DVD研修（立命館大学 衣笠総合研究機構 徳永 祥子氏）	2	38
			3	41
越谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	2	21
	新任業務研修	児童相談所職員	5	45
	「家族理解と援助の基礎」	明治学院大学教授 野末武義氏	1	33
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義氏	2	38
草加	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	5	35
	所内ミニ研修	児童相談所職員	4	20
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義氏	2	21
	R4 児童福祉法等の改正について	藤田・戸田法律事務所 弁護士 藤田香織氏	1	23
	子どもに関する法的制度と代理人活動について	獨協地域と子ども法律事務所 弁護士 久能由莉子氏	1	24

(3) 家族再統合のための治療的プログラム事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	親子相互交流療法 (PCIT) ・紹介研修 ・コーチ養成講座	武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏 P C I T-International within Agency 取りまとめ (中央児相)	1	33
			5	40

(4) 権利擁護機能強化事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	被害確認面接 ・NICHD SV研修 ・NICHD 応用研修 ・NICHD バックスタッフ研修	カウンセリングルームまるやま 丸山 恭子 氏 愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏 愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏 取りまとめ (越谷児相)	3	60
			1	33
			1	30

(5) 児童相談所職員等の専門性向上事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	埼玉版機中八策 (たまさく) 習得講座 (2日間) 「子ども虐待としてのDV (TTTプログラム研修)」 TF-CBTコンサルテーション	児童相談所職員 武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏 兵庫県こころのケアセンター 亀岡智美氏 取りまとめ (中央児相)	2	32
			1	22
			3	48

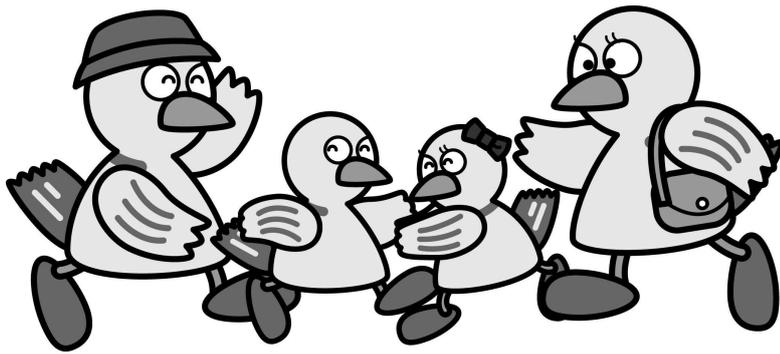
(6) その他 外部専門家スーパーバイズ機能強化事業

児相	テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	事例のスーパーバイズ	立正大学 准教授 鈴木浩之氏 取りまとめ (所沢児相)	8	117

	所 長 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
中央児童相談所	大木 正仁	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
南児童相談所	糸永 悦史	333-0848	川口市芝下1-1-56	048-262-4152
川越児童相談所	山田 紀子	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
所沢児童相談所	岩元 貴博	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
熊谷児童相談所	岡田 真彦	360-0014	熊谷市箱田5-13-1	048-521-4152
越谷児童相談所	齋藤 宏之	343-0033	越谷市恩間402-1	048-975-4152
草加児童相談所	三宅 佳乃	340-0035	草加市西町425-2	048-920-4152

令和5年度版（令和4年度実績） 児童相談所業務概要
埼玉の児童相談

令和5年9月
発行 埼玉県中央児童相談所



埼玉県のマスコット コバトン